

特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(案)

令和 年 月 日

特定複合観光施設区域整備法(平成 30 年法律第 80 号)第5条第1項の規定に基づき、特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針を定める。

第1 特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項

1 意義

IR(統合型リゾートをいう。以下同じ。)とは、民間事業者が一体として設置し、及び運営する「観光振興に寄与する諸施設」と「カジノ施設」から構成される一群の施設である。我が国において整備を目指すIR(以下「日本型IR」という。)は、民間ならではの自由な発想で日本の伝統、文化、芸術等を生かした魅力的なコンテンツを提供するとともに、象徴的で先進性や他には見られない魅力を有する建築物により非日常的、印象的な空間を創出することで、国内外から多くの観光客を惹き付けることができるものである。特定複合観光施設区域整備法(以下「IR整備法」という。)に基づく日本型IRを実現するための制度(以下「IR制度」という。)は、IR区域(IR整備法第2条第2項の特定複合観光施設区域をいう。以下同じ。)を整備し、国際会議場や家族で楽しめるエンターテインメント施設等と、収益面での原動力となるカジノ施設が一体となったこれまでにないスケールとクオリティを有する特定複合観光施設(IR整備法第2条第1項の特定複合観光施設をいう。以下「IR施設」という。)が、民間事業者の活力と創意工夫を生かして設置され、及び運営されることを、包括的に法制度の中に位置付けた世界初の制度である。この制度は、ナショナル・プロジェクトとして、IR区域の整備の効果を日本全国に波及させようとするものであり、そのために、IR事業(IR整備法第5条第2項第3号の設置運営事業等をいう。以下同じ。)の公益性が確実に担保されるよう、区域整備計画の認定や厳格なカジノ規制をはじめとした必要な枠組みが整えられているところである。

観光は、双方向の国際交流を通じた相互理解の増進はもとより、国民経済の発展や国民生活の安定向上にも寄与するものであり、本格的な少子高齢化・人口減少を迎える中で、真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である。このような認識の下、政府の観光戦略である「明日の日本を支える観光ビジョン(平成 28 年 3 月 30 日明日の

日本を支える観光ビジョン構想会議決定)」においては、MICE（企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨及び研修旅行（Incentive Travel）、国際機関及び団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会及び見本市、イベント（Exhibition 及び Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称。以下同じ。）誘致の促進やインバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化、広域観光周遊ルートの世界水準への改善などの取組により、2030 年に訪日外国人旅行者数を 6,000 万人、訪日外国人旅行消費額を 15 兆円とすること等が観光先進国の実現に向けた目標として掲げられているところである。我が国は、自然・文化・気候・食という観光振興に必要な4つの条件を兼ね備えた世界でも数少ない国の1つであり、豊富で多様な観光資源を有しているが、日本型IRは、こうした観光資源を生かした日本の魅力を世界に発信する機能を有するものであり、我が国においてIRを新たに整備することは、観光資源の潜在力を最大限に解放し、我が国を観光先進国に引き上げるという目標に大きく寄与することが期待される。

具体的には、

- (1) 民間の活力を生かしてこれまでにないスケールとクオリティを有するMICE施設を整備することにより、これまでにないような国際的な会議等を展開し、新たなビジネスの起爆剤となること、
- (2) 世界に向けた日本の魅力の発信により、世界中から観光客を集め、全国各地の豊かな自然、固有の歴史、文化、伝統、食などの魅力を紹介すること、
- (3) IRへの来訪客に国内各地の魅力を紹介し、国内各地に送り出すことにより、世界と国内各地をつなぐ交流のハブとなること

により、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現することが、日本型IRの意義である。これにより、観光及び地域経済の振興に寄与し、更には日本全体の健全な経済成長につながるとともに、併せて、国及び地方公共団体の財政の改善に資することが期待される。

また、こうした日本型IRの意義が十分に発揮されるためには、都道府県等（IR整備法第6条第1項の都道府県等をいい、区域整備計画の認定を受けた後にあっては、IR整備法第 10 条第2項の認定都道府県等をいう。以下同じ。）をはじめとする地域の関係者及びIR事業者（IR整備法第5条第2項第3号の設置運営事業者等をいい、区域整備計画の認定を受けた後にあっては、IR整備法第 10 条第2項の認定設置運営事業者等をいう。以下同じ。）が日本型IRの意義を理解し、及び共有した上で、

- (1) 観光や地域経済の振興、財政の改善への貢献を図る観点から、長期間にわたって、安定的で継続的なIRの運営が確保されること、
- (2) 民間事業者の活力と創意工夫が活かされるとともに、カジノ事業の収益の適切な

公益還元の観点から、カジノ事業の収益を活用したIR施設の整備その他IR事業の事業内容の向上や、都道府県等が行う認定区域整備計画に関する施策への協力が図られること、

- (3) 犯罪防止、治安維持、青少年の健全育成、依存防止等の観点から、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除が適切に行われることが極めて重要な前提条件である。

2 目標

観光先進国の実現に向けて日本型IRを整備し、その意義を十分に発揮することにより、次に掲げる目標を達成することを目指すこととする。

(1) 国際的なMICEビジネスを展開すること

我が国のMICE競争力は、アジア等の競合国が誘致に向け積極的に取組を進め、MICE誘致の国際競争が激化していることから、相対的に低下しつつあるところであるが、「観光立国推進基本計画」(平成29年3月28日閣議決定)において、アジア主要国における国際会議の開催件数に占める割合を2020年までに3割以上とし、かつアジア最大の開催国の地位を維持する、としているところである。

これらのことを踏まえ、日本型IRにおいて、これまでにないスケールとクオリティを有するMICE施設を整備することにより、これまでにないような国際的な会議等を展開し、新たなビジネスの起爆剤となり、我が国におけるMICE開催件数の増加に貢献することを目指す。

(2) 世界中から観光客を集めること

政府の観光戦略の目標として、「明日の日本を支える観光ビジョン」等において、訪日外国人旅行者数を2030年に6,000万人とし、訪日外国人旅行消費額を2030年に15兆円とするといったことが掲げられているところである。

日本型IRにおいて、世界に向けて日本の魅力を発信し、世界中から観光客を集めることにより、政府の観光戦略の目標達成を後押しすることを目指す。

(3) 来訪客を国内各地に送り出すこと

我が国においては、外国人延べ宿泊者数の約6割が三大都市圏に集中しており、東京や大阪といったゴールデンルート以外の地域を含めた各地への誘客が課題となっているところである。

日本型IRにおいて、国内各地の魅力的な観光地や観光ルートを紹介し、来訪客を国内各地に送り出すことにより、国内各地の観光地への訪日外国人旅行者や日本人国内旅行者の訪問の増加に貢献することを目指す。

第2 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する施策に関する基本的な事項

カジノ事業を含むIR事業は、カジノ事業の収益を活用して、IR区域の整備を推進す

ることにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するという公益目的の実現のために、特別に認められるものである。そのため、IR整備法では、IR区域の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施することを国と関係地方公共団体の責務とした上で、IR事業の公益性を確保するために必要な枠組みが整備されている。

具体的には、

- (1) IR施設は、カジノ施設のみならず、国際会議場施設（IR整備法第2条第1項第1号に掲げる施設をいう。以下同じ。）、展示等施設（IR整備法第2条第1項第2号に掲げる施設をいう。以下同じ。）、魅力増進施設（IR整備法第2条第1項第3号に掲げる施設をいう。以下同じ。）、送客施設（IR整備法第2条第1項第4号に掲げる施設をいう。以下同じ。）及び宿泊施設（IR整備法第2条第1項第5号に掲げる施設をいう。以下同じ。）という公益を実現する中核施設と一体となった施設であることを要件とするとともに、その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設（IR整備法第2条第1項第6号に掲げる施設をいう。）を一体的に設置し、及び運営する場合には当該施設を含めることを可能としていること、
- (2) 国土交通大臣による区域整備計画の認定に当たっては、基本方針に適合することであること等の基準に基づき厳正な審査を行い、上限数である3を超えない範囲内で優れたものを認定することとしていること、
- (3) 国土交通大臣は、認定区域整備計画の実施の状況について、毎年度の評価や一定期間ごとに認定の更新を行うとともに、IR事業者に対して、当該評価の結果に基づき、カジノ事業の収益をIR事業の事業内容の向上や都道府県等が行う認定区域整備計画に関する施策への協力に充てるよう努めることを義務付けていること、
- (4) カジノ事業者に対して、国及び都道府県等への納付金の納付を義務付けていること

等により、各段階において、IR事業の公益性の確保を求め、国が確認するための手続が設けられている。

また、IR区域の整備の推進に当たっては、地域の創意工夫と民間の活力を生かすことが求められている。そのため、都道府県等とIR事業者が相互に意思疎通を図りながら、IR区域の整備に取り組むために必要な枠組みが設けられている。

具体的には、

- (1) 都道府県等はIR区域の整備に当たって、民間事業者からの提案も踏まえつつ、IR区域の位置やIR事業の実施条件などを定めた基本的な構想である実施方針を策定すること、
- (2) 都道府県等は実施方針に即して、IR事業を実施する民間事業者を公募の方法

により選定すること、

(3) 都道府県等は選定した民間事業者と共同して、IR施設の具体的な規模及び機能、IR事業の具体的な計画、IR区域の周辺地域の開発並びに整備、交通環境の改善を含め都道府県等が実施する施策及び措置などを定める区域整備計画を作成し、及び申請すること、

(4) 都道府県等とIR事業者は、区域整備計画の認定後、IR事業の具体的な実施体制や実施方法などを定める実施協定を締結すること

等により、各段階において、都道府県等とIR事業者が意思疎通を図りながら、区域整備計画を作成し、及び実行する手続が定められている。

さらに、IR区域の整備の推進に当たっては、IR区域を整備することの意義や、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除について、地域における幅広い関係者の理解と協力を得ることが不可欠である。そのため、地域における十分な合意形成を図るために必要な枠組みが設けられている。

具体的には、

(1) 実施方針の策定、民間事業者の選定、区域整備計画の作成に当たって、都道府県等は、立地市町村等や都道府県公安委員会と協議すること、

(2) 協議に当たって、都道府県等は、都道府県等の長、立地市町村等の長、都道府県公安委員会のほか、住民、学識経験者、関係行政機関などの都道府県等が必要と認める者により構成される協議会を組織することができること、

(3) 区域整備計画の作成に当たって、都道府県等は、公聴会の開催その他の住民の意見を反映するために必要な措置を行うこと、

(4) 区域整備計画の認定申請に当たって、都道府県等は、都道府県等の議会の議決を経る、及び申請主体が都道府県であるときは立地市町村(IR整備法第9条第9項の市町村及び特別区をいう。以下同じ。)の同意を得ることを義務付けるとともに、立地市町村の同意に当たってはその議会の議決事項とすることもできるとされていること

等により、都道府県等は、実施方針を策定する段階から関係者と協議し、区域整備計画を作成し、及び申請する段階では住民の意見の反映や議会の議決を経ることとされており、地域における十分な合意形成を図るために必要な手続が定められている。

第3 設置運営事業等及び設置運営事業者等に関する基本的な事項

1 IR施設の在り方

IR施設は、民間事業者が設置し、及び運営する「観光振興に寄与する諸施設」と「カジノ施設」から構成される一群の施設であり、民間ならではの自由な発想で日本の伝統、文化、芸術等を生かした魅力的なコンテンツを提供するとともに、象徴的で先進性や他

には見られない魅力を有する建築物により非日常的、印象的な空間を創出することで、国内外から多くの観光客を惹き付けることを目指している。

このため、IR整備法において、IR施設は、カジノ施設と、(1)国際会議場施設、(2)展示等施設、(3)魅力増進施設、(4)送客施設及び(5)宿泊施設から構成される一群の施設であって、民間事業者により一体として設置され、及び運営されることが要件とされるとともに、(6)その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設もこれらと一体的に設置され、及び運営される場合には、当該施設も含めることが可能とされている。

なお、IR施設を構成する各施設(カジノ施設を除く。以下第3. 1において同じ。)は、主としてその機能を発揮するものとしてそれぞれ設置及び運営される必要があるが、施設の使用頻度を高め、施設の運営による効果を最大限発揮していく観点から、当該施設の機能を果たしつつ、他の機能としても使用することや、他の施設とつなげて一つの機能を発揮するなど、他の機能と併せて複合的に使用することが可能である。

また、IR施設を構成する各施設には、主として国際会議の用に供する室(以下「国際会議室」という。)や主として展示会、見本市その他の催しの用に供する室(以下「展示スペース」という。)などの中心的な設備のほかに、その機能を支えるような設備を組み込むことが認められる。

なお、既存施設を活用することも排除はされないが、日本型IRは、これまでにないスケールとクオリティを有するIR施設であることが必要であり、このため、大規模な民間投資が行われるとともに、大きな経済効果や雇用創出効果をもたらすものであることが必要である。

(1) 国際会議場施設及び(2) 展示等施設

日本型IRでは、民間の活力を生かしてこれまでにないようなスケールとクオリティを有するMICE施設を整備することにより、これまでにないような国際的な会議等を展開し、新たなビジネスの起爆剤となることを目指している。

このため、IR整備法では、MICE施設を構成する施設は、

- ア 国際会議の誘致を促進し、及びその開催の円滑化に資する国際会議場施設、
- イ 国際的な規模の展示会、見本市その他の催し(以下「展示会等」という。)の開催の円滑化に資する展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設

であって、それぞれが政令で定める基準に適合することが要件とされている。

なお、国際会議や展示会等の規模に応じて、国際会議室や展示スペースを、間仕切りをして臨機応変に使用することは認められる。また、国際会議や展示会等を開催しない日に、MICE施設を活用して、スポーツイベントやコンサート等を開催し、誘客効果を最大化することも重要である。

(3) 魅力増進施設

日本型IRでは、世界に向けて、日本の魅力を発信し、世界中から観光客を集めることを目指している。こうした日本型IRを実現するために、我が国の伝統、文化、芸術等を生かした日本らしい魅力的なコンテンツを提供する、重要な役割を担うのが魅力増進施設である。

このため、IR整備法では、魅力増進施設は、我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行うことにより、我が国の観光の魅力の増進に資する施設であって、政令で定めるものであることが要件とされている。

(4) 送客施設

日本型IRは、来訪者をIR区域に囲い込むのではなく、国内各地の魅力をショーケースとして紹介し、来訪者を国内各地に送り出して、実際に現地で体験していただくことにより、世界と国内各地をつなぐ交流のハブとなることを目指している。

このため、IR整備法では、送客施設は、我が国における各地域の観光の魅力に関する情報を適切に提供し、併せて各地域への観光旅行に必要な運送、宿泊その他のサービスの手配を一元的に行うことにより、国内における観光旅行の促進に資する施設であって、政令で定める基準に適合するものであることが要件とされている。

(5) 宿泊施設

日本型IRにおける宿泊施設では、MICE施設等の他のIR施設への来訪者の需要に対応するだけでなく、誘客施設の一つとして、高度化及び多様化する国内外の旅行者の需要に対応し、新たな宿泊需要を生み出すことを目指している。

このため、IR整備法では、宿泊施設は、利用者の需要の高度化及び多様化に対応したものであって、政令で定める基準に適合するものであることが要件とされている。

(6) その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設

(1)から(5)までのいずれにも該当しない施設であって、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設である。一律に設置を義務付けるのではなく、地域の創意工夫や民間の活力を生かしてIR施設への集客力を高めるために設置することが可能なものである。

(3)の魅力増進施設とは異なり、専ら我が国の伝統、文化、芸術等を生かした施設であることが求められるものではない。例えば、主たる用途が(3)に当てはまらない劇場、競技場、美術館等のほか、遊園地、テーマパーク、水族館、動物園、ショッピングモール等の集客施設が想定される。

当該施設には、地域の創意工夫や民間の活力を生かして、ビジネスからレジャ

一まで、大人から子どもまで、外国人でも日本人でも、幅広い客層が楽しめるエンターテインメント施設となることが期待される。

(7) カジノ施設

国内外から子どもを含めた多くの者が訪れるIR区域においては、カジノ施設に関連する犯罪やトラブルを防止することや、IR区域全体として清浄な風俗環境を保持し、IR区域を訪れる者の安全安心を確保することが極めて重要である。

2 IR区域の在り方

IR区域は、IR施設の敷地と同一の単一の区画を指すものであり、IR整備法では、一のIR施設を設置する一団の土地の区域として、当該IR施設を設置し、及び運営する民間事業者により当該区域が一体的に管理されるものとしている。

そのため、IR施設の規模に比べ相当程度幅広い道路や河川等で実質的に分断されるなど社会通念上一体と言えないものはIR区域として認められない。一方、IR区域として整備される土地の区域が道路や河川等をまたぐ場合であっても、専用の橋で結ぶことにより来訪者が徒歩で行き来できるなど、IR施設間の回遊性が阻害されず、機能的に一体であると判断される場合には一団の土地の区域に該当し得る。

また、IR施設は土地に設置することが必要であり、例えば、河川、海、湖沼など土地でないものに設置することは認められない。

さらに、IR事業者は必ずしもIR区域内の全ての土地を所有する必要はないものの、所有しない場合であっても地権者との契約によって一体的に管理することが求められる。

なお、IR施設の設置に当たっては、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)、港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)等に基づく土地利用に関する計画との調和を図るため、状況に応じて、それらの法律等に基づく手続が適切に行われる必要がある。

3 IR事業の在り方

(1) IR事業の一体性

カジノ事業を含むIR事業はカジノ事業の収益を活用して公益目的を実現するために認められるものであり、カジノ事業の収益を公益目的に確実に還元するためIR事業は一体性が求められる。そのため、IR整備法においては、設置運営事業が一の設置運営事業者により一体的かつ継続的に行われると認められるものであることを区域整備計画の認定基準とするとともに、IR事業者には、IR事業以外の事業の兼業が禁止されている。

一の設置運営事業者による一体的な経営が原則となるが、経営の一体性を損なわない範囲で、業務における効率性の確保や専門性の活用の観点から、他の民間事業者がカジノ施設を含むIR施設を一体的に整備し、その用途に応じて管

理し、設置運営事業者に専ら使用させる事業形態（IR整備法第2条第5項の施設供用事業をいう。）や、経営判断をIR事業者に留保した上で第三者にカジノ事業以外のIR事業について業務委託やテナントへの入居契約を行うことが可能である。

なお、カジノ事業を自ら運営しない会社が設置運営事業者になることは認められない。

さらに、設置運営事業者はIR施設を構成する全ての施設を一体として所有することを原則とするが、施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者がIR施設を構成する全ての施設を一体として所有した上で、設置運営事業者に専ら使用させることが可能である。

また、IR事業者はIR事業以外の事業の兼業が禁止されているが、設置運営事業の範囲としては、IR施設を設置し、及び運営する事業に加え、それを支えるものとして、附帯事業が認められる。例えば、附帯事業として、IR区域の内外にかかわらず、利用者の利便性の確保に必要なもの等が考えられる。

(2) IR事業者の資本構成

日本型IRは、民間事業者の資金や能力を生かすため、「民設民営」を基本としており、IR整備法においても、IR施設は民間事業者により設置され、及び運営されるものと定義されている。したがって、IR事業者の経営に直接公的主体が関与することは適切ではなく、そのため、国や地方公共団体から出資や役員の派遣などを受ける事業形態は、IR事業者として認められない。

また、IR事業者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定する会社である必要があり、その資本構成については内外無差別とされている。関係企業が出資し、又は経営参画する会社の形態を採ることも認められるが、当該形態を採る場合であっても、区域整備計画の認定を受けて都道府県等との間で実施協定を締結する前に、法人登記が必要となる。

(3) IR事業者の廉潔性確保

IR事業者は、IR事業を実施する上で、カジノ事業の免許（施設供用事業が行われる場合にはカジノ事業の免許及びカジノ施設供用事業の免許をいう。以下同じ。）を申請することになるため、あらかじめカジノ事業に係るIR整備法の株主等に関する規制を踏まえた定款の作成等を行うことが必要である。

また、IR事業者は、カジノ事業の免許を得るまでに進める準備（IR施設の建設、調達等に係る契約、各種行為準則の策定、従業員の雇用・教育など）の段階から、その役員、株主等、従業員、契約の相手方等からの反社会的勢力の排除の徹底に取り組むことが必要である。

(4) IR事業者によるカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に

行うための措置

IR事業者は、区域整備計画において定める事業基本計画において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2号第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)のカジノ施設への入場の禁止、マネー・ローンダリング防止のための措置、20歳未満の者のカジノ施設への入場禁止、日本人や外国人居住者を対象とした一律の入場回数制限や入場料の賦課、依存防止規程に基づく利用制限措置や相談窓口の設置をはじめとする依存防止のための措置、日本人等に対する貸付業務の規制や広告及び勧誘の規制など、IR整備法に基づき取り組むことが求められるカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置を盛り込むとともに、これを着実に実施しなければならない。なお、IR事業者は、依存防止のための措置の実効性を確保するため、カジノ施設周辺において貸付機能を有するATM等を設置することや、IR区域内において新規与信機能を有する貸金業の端末等を設置することは認められない。また、公営競技やぱちんこなどのギャンブル等の施設は、カジノ施設と相まって射幸心をそそるおそれやカジノ規制による依存防止のための措置の実効性を失わせるおそれのあるものであることから、IR区域内に設置することは認められない。

4 カジノ事業の収益のIR施設の整備等への活用の在り方

IR整備法第 15 条第3項において、IR事業者は、カジノ事業の収益の活用にあたって、国土交通大臣による認定区域整備計画の実施の状況についての毎年度の評価の結果に基づき、当該収益をIR施設の整備その他IR事業の事業内容の向上や、都道府県等が行う認定区域整備計画に関する施策への協力に充てるよう努めなければならないこととされている。

こうした規定が設けられている趣旨は、カジノ事業がIR区域の整備の推進のために特別に認められるものであることに鑑み、IR事業に求められる公益性を達成するためには、カジノ事業の収益を十分に活用して、IR区域において必要となる新たな施設の整備や既存の施設の更新を行うことにより、IR区域の魅力の向上を図り、世界中から多くの観光客を引き付ける国際競争力を維持向上していくことが求められることを踏まえたものである。

この規定に基づき、カジノ事業の収益を、IR施設の整備その他IR事業の事業内容の向上に充てる方法としては、具体的には、IR施設の整備を行うための資金的支出や、IR施設において提供されるコンテンツの更新又は追加を行うための支出、また、これらに関連する人件費や広告宣伝費などの支出に充てること、自らカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除のための措置を強化することなどが認められる。さらに、

こうした支出は必ずしも毎年度一定の水準で行われるとは限らず、数年に一度の間隔で計画的に行うことも考えられることから、カジノ事業の収益の一部を、翌年度以降におけるこうした支出に充てることを目的とする積立金として積み立てておくことも認められる。

また、この規定に基づき、カジノ事業の収益を、都道府県等が行う認定区域整備計画に関する施策への協力に充てる方法としては、具体的には、都道府県等との十分な連携の下で、都道府県等が行うIR区域の周辺地域の開発及び整備、交通環境の改善その他のIR区域の整備に伴い必要となる関連する施策や、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策に協力するために、その費用の一部を分担することが認められる。

IR事業者は、区域整備計画を作成する際に、カジノ事業の収益をIR施設の整備その他IR事業の事業内容の向上や、都道府県等が行う認定区域整備計画に関する施策への協力に充てることについての計画を記載することが求められる。また、IR事業者は、国土交通大臣による認定区域整備計画の実施の状況についての毎年度の評価を受ける際に、当該年度におけるカジノ事業の収益を、あらかじめ区域整備計画に記載した方針や、当該評価の結果を踏まえて、カジノ事業の収益をIR施設の整備その他IR事業の事業内容の向上や及び都道府県等が行う認定区域整備計画に関する施策への協力に充てるよう努める具体的な方法について、説明責任を果たすことが求められることとなる。さらに、IR事業者は、当該評価の結果を、事業基本計画及び事業計画に適時に反映させるなど、認定区域整備計画に係る業務運営の改善に適切に反映することとされている。

なお、IR事業は民間事業者が行うものであることを踏まえ、民間の活力を生かした魅力的なIR区域の整備を可能にするため、IR事業者においては、適正な水準の配当等の利益配分を行うことが認められるものであることに留意が必要である。

第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項

1 実施方針

(1) 実施方針の策定及び公表

ア 実施方針の策定の意義

実施方針は、都道府県等が、IR区域の整備の実施に関する方針を定めるものであり、IR区域の整備の推進に関して、地域の合意形成を図っていく上での基礎となる構想である。また、都道府県等は、民間事業者の公募に当たって、民間事業者においてIR事業への参入のための検討が容易になるよう、都道府県等として民間事業者に求めるものを明らかにすることが必要である。

そのため、都道府県等は、実施方針において、都道府県等として考えるIR区域

の整備の意義や目標、IR事業を実施する上で必要となる要件や民間事業者の選定方法などIR区域の整備の実施に関する方針を、できる限り具体的に示すことが求められる。

イ 実施方針の記載事項

都道府県等は、基本方針に即して、実施方針を定めることとされており、実施方針には、IR整備法第6条第2項各号に掲げる各事項を定めることとされている。策定に当たっては、以下の点に留意して、各事項を定めることが求められる。

(ア) 特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項(IR整備法第6条第2項第1号)

我が国及びIR区域を整備しようとする地域の観光及び地域経済の振興や財政の改善など、都道府県等においてIR区域の整備を推進することにより実現を目指す公益や、当該公益を実現するための地域の創意工夫及び民間の活力を生かしたIR区域の整備の実施の方向性について、都道府県等としての基本的な構想を示し、当該構想を踏まえた目標を示すことが求められる。

(イ) 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の位置及び規模に関する事項(IR整備法第6条第2項第2号)

IR区域を整備しようとする区域の所在地及び敷地面積、当該区域の土地に関する権利関係並びに土地をIR事業者の使用させる方法及びその条件(土地の賃料又は代金等については、事前に確定すること。)等を示すことが求められる。

なお、民間事業者の公平かつ公正な選定の観点から、いかなる民間事業者が選定されたとしても、IR事業者が確実にその土地を利活用できるようにするための措置についても示すことが求められる。

(ウ) 特定複合観光施設を構成する施設の種類、機能及び規模に関する事項並びに設置運営事業等に関する事項(IR整備法第6条第2項第3号)

IR施設を構成する施設について、都道府県等として、IR事業者による設置及び運営を求める施設の種類、機能及び規模を示すことが求められる。

なお、IR施設を構成する施設として、既存の施設を利用する場合には、民間事業者の公平かつ公正な選定の観点から、いかなる民間事業者が選定されたとしても、当該施設の所有権をIR事業者に円滑に移管するとともに、当該IR事業者が当該施設を含むIR施設を設置し、運営できるようにするための措置についても示すことが求められる。

また、IR事業として実施することをIR事業者に対して求める事業並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために実施

することをIR事業者に対して求める取組並びにIR区域の整備に係るスケジュール等を示すことが求められる。

(エ) 設置運営事業等を行おうとする民間事業者の募集及び選定に関する事項
(IR整備法第6条第2項第4号)

応募者の参加資格要件、応募に当たり提出を求める書類、民間事業者の選定手続、選定基準及び選定に係るスケジュール等を示すことが求められる。

なお、IR整備法においては、応募に当たり、審査料を徴収すること自体は制限されていないが、公正性及び透明性を確保するために公募により民間事業者を選定することとしているIR整備法の趣旨を没却することのないよう、応募者間の公平性に留意して当該審査料を設定するとともに、当該審査料の金額を示すことが求められる。

(オ) 設置運営事業等の円滑かつ確実な実施の確保に関する事項 (IR整備法第6条第2項第5号)

IR事業の実施を通じて、観光や地域経済の振興に寄与し、財政の改善に資するためには、長期間にわたって、安定的かつ継続的なIR事業の実施を確保する必要がある。こうした観点から、IR事業者の責任の履行確保の方法や、IR事業におけるリスク及びその分担の在り方等を示すことが求められる。また、IR区域の周辺地域の開発及び整備並びに交通環境の改善等に関して、都道府県等及び都道府県公安委員会が実施する施策及び措置に係るものを記載するほか、必要に応じ、立地市町村等が実施する施策及び措置として想定するものがあれば、できる限り明確に示すことが求められる。

なお、公募により民間事業者を選定することとしているIR整備法の趣旨が没却されることのないよう、民間事業者の選定後は、当該民間事業者の株主又は社員(当該民間事業者がまだ設立されていないときは、当該民間事業者を設立しようとする複数の企業によって構成されるグループ(以下「コンソーシアム」という。)の構成員等。以下同じ。)の変更について承認を行う等の必要な手続を課すことが適切であり、このため、当該手続を併せて示すことが求められる。

また、IR区域の周辺地域の開発及び整備並びに交通環境の改善等に関して、IR事業者に金銭の負担を求める場合には、その負担の内容及びその金額を、できる限り具体的に示すことが求められる。

(カ) カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置に関する事

項(IR整備法第6条第2項第6号)

MICE誘致のための施策及び措置や、周辺地域及び全国各地の観光地等と連携した広域的な観光ルートの設定等のインバウンドの促進のための施策及び措置並びにこれらの施策及び措置に関してIR事業者に協力を求めたい事項等を示すことが求められる。

(キ) カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項(IR整備法第6条第2項第7号)

都道府県等及び都道府県公安委員会が実施する施策及び措置に係るものを記載するほか、必要に応じ、立地市町村等が実施する施策及び措置並びにこれらの施策及び措置に関してIR事業者に協力を求めたい事項等を示すことが求められる。

ウ その他実施方針の策定及び公表に関する留意点

(ア) 実施方針の策定に関する留意点

実施方針の策定に当たっては、以下の点に留意することが求められる。

- ・ 実施方針は、民間事業者の選定基準となるものであるため、その策定に当たっては、公正性及び透明性を確保すること。
- ・ 実施協定の案を既に作成している場合にあっては、当該案を実施方針に添付することが望ましいこと。
- ・ 認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金の使途に関する方針が既に定まっている場合には、当該方針を併せて記載することが望ましいこと。
- ・ 応募者が提出した提案書類の公開の有無や、提案書類に関する営業秘密等であって、公表することにより当該民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報の取扱いについては、実施方針又は作成する場合は募集要項等(都道府県等が、公募に係る事務手続や実施方針において示した事項に関する詳細事項等、民間事業者の公募に際して必要な事項を記載し、公表する書類。以下同じ。)において定めることが望ましいこと。
- ・ 協議会を組織する場合は、協議会がIR区域の整備の推進に地域の理解が広く得られるようにするために設けられていることを踏まえ、都道府県等の住民、学識経験者、関係行政機関その他の都道府県等が必要と認める者を幅広く協議会に参画させ、そこでの議論の結果が適切に実施方針に反映されるようにすること。なお、民間事業者の公平かつ公正な選定に対する疑念を惹起しかねないため、民間事業者が選定されるまでは、IR事業を行おうと

する民間事業者を協議会の構成員とすることは認められないものであること。

(イ) 実施方針の公表に関する留意点

実施方針の公表後、民間事業者と質疑応答を行うことは、民間事業者との意思疎通を図り、実施方針等に関する事業者の理解を深める上で有効である。なお、公平性を確保する観点から、民間事業者からの質問に対する回答（公表することにより、質問を行った民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。）は、他の民間事業者にも公表することが望ましいこと。

(2) 民間提案に対する措置

ア 民間提案の制度の意義

IRは我が国にこれまで存在しないものであり、都道府県等にも十分な知見の蓄積がないため、都道府県等による実施方針の策定に当たっては、IR事業を行おうとする民間事業者からの提案を受けて、当該提案を踏まえた実施方針を定めるかどうかを検討することも有益であることから、IR整備法第7条において実施方針の策定の提案の制度が設けられている。

なお、IR整備法第7条の規定に基づく民間事業者による実施方針の策定の提案（以下「民間提案」という。）は、民間事業者の提案先となる都道府県等のIR区域の整備に係る意向の如何にかかわらず、行うことができる。

また、都道府県等が、実施方針の策定に当たり、民間事業者に対して RFI（情報提供の募集）や RFC（コンセプトの募集）等の市場調査を実施し、その結果を踏まえることも有益であるが、当該市場調査に応じた特定の民間事業者にとってのみ特に有利な実施方針を定める等により、公募の趣旨を没却することのないよう留意することが求められる。また、市場調査の内容や方法によっては、IR事業に関する情報が特定の民間事業者のみに流出するおそれがあるため、市場調査の実施に当たっては配慮が必要である。

イ 民間提案の検討

都道府県等が民間提案を受けたときは、当該民間提案について、IR区域の整備の適切性及び実現可能性、観光及び地域経済の振興への寄与度等を検討することが考えられる。なお、複数の民間提案を受けたときは、それらの提案の中から優れた部分を集約した実施方針を定めることも併せて検討することも考えられる。

また、これらの検討に際しては、以下の点に留意する必要がある。

(ア) 都道府県等は、民間提案を行った民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を損ねないよう留意して、当該民間提案を取り扱うこと。

(イ) 検討に要する期間の考え方については、民間提案の内容や都道府県等の

体制等により異なるが、当該検討に相当の期間を要する場合には、当該民間提案を行った民間事業者に対し、結果を通知する時期の見込みを通知することが望ましいこと。

ウ 検討結果の通知及び公表

- (ア) 都道府県等は、民間提案を踏まえた実施方針を定めることが適当であると認めるときは、その旨を、当該提案を行った民間事業者に速やかに通知することが望ましい。なお、民間提案を踏まえた実施方針を定める際には、民間提案に関する営業秘密等であって、公表することにより当該民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報の取扱いについて配慮することが求められる。また、民間提案を行った特定の民間事業者にとってのみ特に有利な実施方針を定める等により、公募の趣旨を没却することのないよう留意することが求められる。
- (イ) 都道府県等は、民間提案を踏まえた実施方針を定める必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を当該提案を行った民間事業者に通知しなければならない。

2 公募及び選定

(1) 民間事業者の公募及び選定に関する一般的事項

都道府県等は、実施方針に即して、民間事業者の公募及び選定を行うこととされている。民間事業者の公募及び選定については、選定の公正性及び透明性を確保するために、公募により民間事業者を選定することとしているIR整備法の趣旨を没却することのないよう、留意することが求められる。

(2) 選定基準及び選定手続

ア 選定基準

選定基準の設定に当たっては、以下の点に留意することが求められる。

- (ア) 我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、観光及び地域経済の振興に寄与するため、都道府県等として実現を目指すIR区域の整備を行うことができ、かつ、かかる目的に沿って円滑かつ確実にIR事業の運営を行うことができる事業者を選定する観点から、適切な選定基準を設け、募集要項等において応募者に事前に公表すること。
- (イ) 選定基準は、民間事業者の選定を公正かつ透明に行う観点から、客観的なものとする。事業内容等について、定性的な基準を用いる場合でも、選定の評価結果の数量化等により客観性を確保すること。
- (ウ) 民間事業者の公募による選定に先立ち、都道府県等に対して民間提案を行った特定の民間事業者や、都道府県等が実施した市場調査に応じた特定

の民間事業者を優遇するような選定基準を設けることは、公募により民間事業者を選定することとしているIR整備法の趣旨を没却するおそれがあるため、適切ではないこと。

(エ) 土地の所有者等の特定の者が、IR事業を行おうとする民間事業者の株主又は社員に含まれることを、応募又は選定の要件とすることは、公募により民間事業者を選定することとしているIR整備法の趣旨から認められないこと。

(オ) 土地の賃借料や、IR区域の周辺地域の開発及び整備並びに交通環境の改善等に関する負担金等の多寡のみを選定基準とすることや、選定基準のうち当該負担金等に係るものに過度な配点を行う等は、(ア)に掲げる基準として適切ではないこと。

(カ) 選定された民間事業者は、都道府県等と共同して作成する区域整備計画が認定された場合は、カジノ事業の免許の申請を行うこととなるため、選定の段階においても、カジノ事業の免許の基準を踏まえ、可能な範囲で民間事業者の適格性につき確認を行うことが必要であること。そのため、選定基準には、民間事業者の役員(当該民間事業者がまだ設立されていないときであって、当該民間事業者の役員となる予定の者がいるときは、当該者)及び当該民間事業者の株主又は社員(当該株主又は社員が法人である場合は、当該法人の役員。以下同じ。)が暴力団員等に該当しない者であることなど、IR事業者がカジノ事業の免許を取得する上での欠格事由が存在しないことを、基準の一つとして含むこと。また、民間事業者の役員及び当該民間事業者の株主又は社員に、カジノ事業の免許を取得する上での欠格事由が存在しないことについて、民間事業者による表明・確約書を提出させること。さらに、暴力団員等の排除等の観点から、都道府県公安委員会への照会や、必要に応じて民間の調査会社等への調査の委託等を行うこと。加えて、民間事業者において、反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するため、行動指針を作成するなど適切な措置を講ずる予定であることについて確認を行うこと。

(キ) 都道府県等の判断により、IR区域の整備による地域経済の振興への大きな寄与が見込まれる民間事業者を高く評価するような選定基準を設けることも可能ではあるが、その際には、調達、雇用及びコンソーシアムの構成員の在り方等に関連のある国際協定(例えば、WTO 協定、経済連携協定(EPA)等)との整合性に留意する必要があること。

イ 選定手続

選定手続の検討及び実施に当たっては、以下の点に留意することが求められる。

- (ア) 収賄等の不正行為を防止し、民間事業者の選定の公正性及び透明性を確保すること。また、都道府県等においては、民間事業者の選定手続の公正性及び透明性に疑念を抱かれることのないように十分に留意すること。
- (イ) 選定に係るスケジュールの策定に当たっては、応募者が応募に向けての準備に要する期間の確保に配慮すること。
- (ウ) 都道府県等が想定しているIR事業の内容に関し、競争制限的な企業(同種のサービスを提供可能な企業の数極めて少なく、同時に当該サービスが事業の実施に不可欠である企業)が存在する場合には、当該企業の公募への参加資格要件の在り方を検討し、適切な参加資格要件を設けるとともに、いずれの応募者においても当該企業から公募手続において情報提供を受ける等の協力を受けることが可能となるよう配慮し、公平性を確保すること。
- (エ) 都道府県等の判断により、実施協定に定めようとする内容等を調整するために、都道府県等と応募者が直接対話を行う競争的対話方式を活用することもあると考えられること。また、効率的かつ効果的な選定を行う観点から、競争的対話に参加することのできる応募者を絞り込むため、段階的な選定プロセスを設けることも考えられること。
- (オ) 応募者から提出された提案書類の審査において、公平かつ公正な審査を行うために、有識者等により構成される第三者委員会を設置する等、適切な民間事業者の選定体制を構築する必要があること。
- (カ) 第三者委員会を設けた場合は、実施方針の策定後、その構成員を募集要項等において応募者に事前に公表すること。
- (キ) 民間事業者の選定を行ったときは、その結果を、選定基準及び選定方法並びに評価の過程及び結果に応じた選定過程の透明性を示すために必要な資料(公表することにより、当該民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。)と併せて、速やかに公表すること。
- (3) 基本方針が公表される前から進められている手続の取扱い
- 都道府県等による実施方針の作成や民間事業者の公募及び選定は、基本方針に即して行われることが求められる。
- 他方、IR区域の整備の内容を優れたものとするとともに、IR区域の整備による効果を早期に実現させる観点から、都道府県等において、基本方針が公表される前から、実施方針の作成や民間事業者の公募及び選定のための手続等を進めておくことも想定される。
- この場合には、基本方針が公表された後に、都道府県等において、それまでに進めてきている手続等の内容が基本方針に即したものとなっていることを十分に確

認するとともに、必要に応じて、実施方針の修正やそれに応じた民間事業者の提案内容の修正機会の確保を行った上で、実施方針の作成や民間事業者の公募及び選定のための手続を完了するものとする。

3 区域整備計画の記載事項、申請手続

(1) 区域整備計画の記載事項

区域整備計画は基本方針及び実施方針に即して作成することとされている。IR整備法第9条第2項各号に掲げる区域整備計画の記載事項について、特に留意すべき点は以下のとおりである。

ア 区域整備計画の意義及び目標に関する事項(IR整備法第9条第2項第1号関係)

区域整備計画の意義及び目標を、できる限り具体的かつ明確に記載しなければならない。具体的には、IR区域の整備の方向性、IR区域の整備によって達成を目指す観光及び地域経済に関する成果の内容及び程度、当該地域における既存の観光資源との連携の在り方、当該都道府県等の財政の改善の見通し、当該地域の将来の在り方等を、現状の分析を踏まえて記載することが求められる。

イ 事業基本計画(IR整備法第9条第2項第4号関係)

事業基本計画は、以下の内容を含む必要がある。

(ア) IR施設を構成する施設の種類、機能及び規模に関する事項

IR施設の営業を開始しようとする時点におけるIR施設を構成する施設の種類、機能及び規模に関する事項を記載しなければならない。

IR区域においては、カジノ施設と国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設及び宿泊施設(その他の国内外の観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設が整備される場合には、当該施設を含む。)が一体として整備されるものであることから、基本的には、IR施設の営業開始の際に、IR施設を構成する全ての施設が供用開始される必要がある。ただし、IR施設を構成する一部の施設の工事の完成(例えば、宿泊施設を2棟建設する予定であるところ、うち1棟の宿泊施設のみの工事が完成している場合における、残りの1棟の宿泊施設の工事の完成)が当該一部の施設を除いたIR施設の営業開始以降となる場合であっても、

- ① 全てのIR施設の整備のための資金が、IR整備法第9条第1項の申請を行う時点において確保されており、かつ、
- ② 全てのIR施設の建設工事の発注が同時期に行われる予定となっているときは、

一体として整備するものと認められることから当初より区域整備計画に記載し、

一括して認定を受けることができる。

IR施設の営業を開始しようとする時点において供用されない施設のうち、上記①及び②に該当しないものは、区域整備計画に定めたIR施設とは認められないので、事前に、当該整備の内容に応じて、IR整備法第11条第1項の規定に基づく変更の認定の申請又は同条第2項の規定に基づく届出を行わなければならない。

(イ) IR施設の営業を開始するまでの工程に関する事項

IR施設の営業を開始するまでに予定している工程の詳細について、IR施設を構成する各施設について、建設工事を発注する時期、建設工事に着手する時期及び建設工事が完了する時期、IR施設としての営業の開始(以下「開業」という。)の時期(カジノ施設以外のIR施設の一部を、IR施設の開業に先立って開業する場合には、その開業の時期を含む。)等に区分して、できる限り具体的に記載しなければならない。

IR区域においては、カジノ施設と国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設及び宿泊施設(その他の国内外の観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設が整備される場合には、当該施設を含む。)が一体として整備されるものであることから、IR施設として開業するためには、基本的には、区域整備計画に定めたIR施設を構成する全ての施設が完成していることが必要である。

しかしながら、IR区域の整備による効果を早期に発現させる観点から、区域整備計画に定めたIR施設のうちの一部が完成していない段階であっても、カジノ施設と国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設及び宿泊施設がそろって完成し、それらがIR整備法第2条第1項及び第2項並びに第41条第1項第7号の規定を始めとするIR整備法及びそれに基づく政省令等の規定(以下「IR施設の基準等」という。)に適合している場合には、それらの施設をIR施設として開業(以下「一部早期開業」という。)を行うことが認められる。

一部早期開業が行われる場合にあっては、一部早期開業の時点以降に完成した施設を含むIR施設の開業(その後に施設が順次完成する場合にはそれぞれの開業。以下同じ。)に当たっても、IR施設の基準等に適合したものとなっていなければならない。

また、一部早期開業が行われる場合にあっては、その後に完成した施設を含むIR施設の開業の時期ごとに、IR施設の種類、機能及び規模に関する事項並びにIR事業の運営方針に関する事項を記載しなければならない。

(ウ) 維持管理及び設備投資に関する事項

IR事業に係る維持管理及び設備投資について、その対象となるIR施設を構成する施設ごとに、その具体的内容、費用及び時期を記載しなければならない。

(エ) IR事業者の組織体制に関する事項

カジノ事業の免許を得るまでに進める準備(IR施設の建設、調達等に係る契約、各種行為準則の策定、従業員の雇用及び教育等)の段階からIR整備法第41条に基づく免許の基準、第97条に基づく契約の認可の基準、第116条に基づく従業者の確認の基準等を念頭に置いた反社会的勢力の排除等に徹底的に取り組むための措置を記載しなければならない。

(オ) カジノ事業の収益を活用したIR施設の整備その他IR事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力に関する事項

事業基本計画は、カジノ事業の収益のIR施設の整備その他IR事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力への活用に関する事項を含む必要がある。具体的には、IR施設の開業(一部早期開業が行われる場合におけるその後の開業を含む。)後に将来想定しているIR施設の整備を含め、カジノ事業の収益を活用したIR施設の整備その他IR事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力に関する計画を、できる限り具体的に記載することが必要となる。また、このような計画を実施するための、区域整備計画の認定の申請時における資金計画も併せて必要となる。

なお、将来の施設整備や事業内容等を、カジノ事業の収益のIR施設の整備その他IR事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力への活用に関する事項として事業基本計画に記載したとしても、その内容を実行に移す際には必要となるであろう事業基本計画における(ア)IR施設の営業を開始しようとする時点におけるIR施設を構成する施設等の種類、機能及び規模に関する事項の変更については、その内容に応じて、IR整備法第11条第1項の規定に基づく変更の認定の申請又は同条第2項の規定に基づく届出を行わなければならない。

(カ) カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置

IR事業者が実施する、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置を、その費用の見込みも含め、できる限り

具体的に記載しなければならない。なお、それらの措置には、以下の内容を含める必要がある。

- ・ 暴力団員等のカジノ施設への入場の禁止、マネー・ローンダリング防止のための措置、20 歳未満の者のカジノ施設への入場禁止、日本人や外国人居住者を対象とした一律の入場回数制限や入場料の賦課、依存防止規程に基づく利用制限措置や相談窓口の設置をはじめとする依存防止のための措置、日本人等に対する貸付業務の規制や広告及び勧誘の規制など、IR整備法に基づき取り組むことが求められるカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置を記載しなければならない。
- ・ 都道府県公安委員会との情報共有及び連絡体制の構築、治安維持のための防犯カメラの設置、防犯上の観点も踏まえたIR施設のレイアウトの設計、自主警備のための体制の確保、地域の住民等からの苦情等を受け付ける体制の整備など、IR区域における犯罪の発生の予防のための措置を記載しなければならない。また、IR区域には多数の外国人が来訪することを踏まえ、外国語にも対応できる警備員の配置などについての措置も含めて記載しなければならない。
- ・ カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために国や都道府県等が実施する施策への協力について記載しなければならない。

ウ 前各号に掲げるもののほか、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する施策及び措置に関する事項(IR整備法第9条第2項第5号関係)

都道府県等は、地域の実情に即して、都道府県公安委員会や立地市町村等とも連携しつつ、周辺地域の開発及び整備、交通環境の改善その他のIR区域の整備に伴い必要となる関連する施策を含むIR区域の整備の推進に関する施策及び措置を策定し、実施することが求められる。

このため、都道府県等は、区域整備計画において、次に掲げる事項をはじめとしたIR区域の整備の推進に関する施策及び措置を、その費用の見込みも含めて、できる限り具体的に記載する必要がある。IR事業者金銭の負担を求める場合にはその負担の内容及びその金額を示すことが求められる。

(ア) 周辺地域の開発及び整備

IR区域の周辺地域においても適切な開発及び整備が進められるよう、都市計画法に基づくマスタープランへの位置付けや用途地域等の指定又は臨港地区においては港湾法に基づく分区の指定等周辺地域との一体的な開発及び整備の推進についての施策及び措置を記載すること。

(イ) 交通環境の改善

IR区域の整備に伴う交通量の見通しや周辺地域の交通インフラの状況を踏まえつつ、交通環境の改善に関する施策及び措置を記載すること。

具体的には、公共交通の整備、道路の整備、駐車場の整備、交通安全施設の整備その他の交通の安全及び円滑の確保のために必要な対策を記載すること。

(ウ) その他のIR区域の整備に伴い必要となる関連する施策

(ア) 及び(イ)の施策及び措置のほか、地域の実情に即して、自然災害時における避難計画の策定、テロ対策のための体制や資機材の確保などIR区域の整備に伴い必要となる関連施策及び措置を記載すること。

(エ) 実施体制

都道府県等は、IR区域の整備の推進に関する施策及び措置の実施に当たって、IR事業者、都道府県公安委員会、立地市町村等その他の関係地方公共団体との適切な役割分担を明確にし、及び緊密な連携を確保し、その内容を記載すること。

エ 前各号に掲げるもののほか、カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置に関する事項(IR整備法第9条第2項第6号関係)

MICE誘致のための施策及び措置や、周辺地域及び全国各地の観光地等と連携した広域的な観光ルートの設定、IR区域を含めた地域における観光の魅力に関する海外におけるプロモーション等のインバウンドの促進のための施策及び措置等について、その費用の見込みや、都道府県等とIR事業者、都道府県公安委員会、立地市町村等その他の関係地方公共団体との役割分担や協力体制、観光地づくりとの連携を含めて記載しなければならない。

オ カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項(IR整備法第9条第2項第7号関係)

都道府県等は、次の(ア)から(エ)までに掲げる事項を含め、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置について、その費用の見込みも含めて記載しなければならない。

(ア) 犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持

IR区域及びその周辺地域における商業施設、繁華街、住宅、学校などの立地状況を踏まえつつ、犯罪の発生の予防、秩序の維持、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持に万全を尽くすための施策及び措置を記載すること。

具体的には、国内外から多くの旅行者が来訪することを踏まえ、都道府県公安委員会と適切に連携しつつ、防犯体制の強化、犯罪発生時はもとより平時からの情報共有及び連絡体制の確保、防犯訓練における協力体制の確保、暴力団等の排除のための連絡体制の確保などの取組について記載すること。また、IR区域の周辺地域において、その地域の状況に鑑み、性風俗関連特殊営業の規制（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第123号）第4章第1節に定めるものをいう。以下同じ。）等を適切に講ずる旨を記載すること。

（イ） 青少年の健全育成

IR区域及びその周辺地域において、商業施設、繁華街、住宅、学校などの立地状況を踏まえつつ、青少年の健全育成に万全を尽くすための施策及び措置を記載すること。

具体的には、周辺地域の学生や住民向けの依存防止に係る啓発活動、IR区域や周辺商業施設における青少年の保護育成などに適切に取り組む旨を記載すること。

（ウ） カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止

IR区域及びその周辺地域において、依存防止対策に万全を尽くすための施策及び措置を記載すること。

具体的には、IR事業者によるカジノ行為に対する依存防止のための措置などと連携して、都道府県等として行う相談窓口や治療体制の整備をはじめとしたカジノ行為に対する依存防止のための取組について記載すること。

また、IR区域の周辺地域においても、当該地域の状況に鑑み、関係法令に基づく土地利用規制を通じて、ギャンブル等施設の設置を認めないなどの措置を適切に講ずるための取組を記載すること。

さらには、ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第78号）の規定に基づき、都道府県が策定する都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に基づくカジノ行為に対する依存防止に関する取組について記載すること。

（エ） 実施体制

都道府県等は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置の実施に当たって、IR事業者、都道府県公安委員会、立地市町村等その他の関係地方公共団体との適切な役割分担を明確にし、及び緊密な連携を確保し、その内容を記載すること。

カ 区域整備計画の実施により見込まれる経済的社会的効果に関する事項（IR整

備法第9条第2項第8号関係)

国内外からの来訪者数、MICEイベントの開催件数、魅力増進施設や送客施設の利用者数などの観光への効果の見通しや、来訪者による消費額、地域における雇用創出、IR施設の開業までの初期投資などの地域経済への効果の見通しを記載しなければならない。

キ 第179条第1項に規定する認定都道府県等入場料納入金の使途に関する事項(IR整備法第9条第2項第9号関係)

認定都道府県等入場料納入金は、(ア)IR区域の整備の推進のための施策及び措置、(イ)カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置にも充てられることが望ましい。このことを踏まえ、認定都道府県等入場料納入金の使途について、(ア)、(イ)及び(ア)又は(イ)に該当しない使途に区分した上で、可能な範囲で具体的な内容や規模を記載するものとする。

ク 第193条第1項に規定する認定都道府県等納付金の使途(当該認定都道府県等納付金を立地市町村等その他の関係地方公共団体に交付する場合には、その条件を含む。)に関する事項(IR整備法第9条第2項第10号関係)

認定都道府県等納付金の使途については、IR整備法第232条に規定されていることを踏まえ、以下の分類ごとに、可能な範囲で具体的な内容や規模を記載するものとする。

(ア) 観光の振興に関する施策(IR区域の整備の推進のための施策を含む。)

(イ) 地域経済の振興に関する施策

(ウ) その他のIR整備法第1条の目的及び第4条の関係地方公共団体の責務を達成するための施策(カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策を含む。)

(エ) 社会福祉の増進に関する施策

(オ) 文化芸術の振興に関する施策

また、認定都道府県等納付金を立地市町村等、周辺地方公共団体その他の関係地方公共団体に交付する場合には、交付の対象となる地方公共団体ごとに、認定都道府県等納付金の配分の方針を示すとともに、その使途について、上記の分類に従い、可能な範囲で具体的な内容や規模を記載するものとする。

(2) 添付書類

ア 区域整備計画の申請に関する添付書類

区域整備計画の認定を申請する都道府県等は、実施方針の策定、民間事業者の選定及び区域整備計画の作成を公平かつ公正に行ったことを明らかにする

ために、都道府県等が公表した実施方針及び募集要項等、公募に応じた民間事業者の提案の概要及びその評価並びにIR整備法第8条第2項の規定に基づく協議会における協議又は立地市町村等及び都道府県公安委員会との協議の経過及び結果を記載した書面、民間事業者を選定した際の公表資料、都道府県等において定めた民間事業者との接触に関する規程など、必要となる資料を区域整備計画と併せて、国土交通大臣に提出しなければならない。

また、区域整備計画が着実に実施されることを明らかにするため、区域整備計画の認定を申請する時点における実施協定の案についても、区域整備計画と併せて、国土交通大臣に提出しなければならない。

イ 地域における合意形成に関する添付書類

都道府県等は、IR整備法第9条第5項から第9項までの規定及び第12条の規定に従って区域整備計画を作成及び申請したことを明らかにするため、以下に掲げる内容を盛り込んだ資料を、区域整備計画と併せて、国土交通大臣に提出しなければならない。

(ア) IR整備法第9条第5項の規定に基づく協議会における協議又は立地市町村等及び都道府県公安委員会との協議について、その協議の経過及び結果

(イ) IR整備法第9条第6項及び第9項の規定に基づく同意について、同意を得るまでの経過及び同意に付された条件。なお、立地市町村等(IR整備法第9条第9項の適用の場合にあっては、立地市町村)が地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、この同意を議会の議決事項とした場合には、議会における議事の経過及び議決の結果

(ウ) IR整備法第9条第7項の規定に基づいて都道府県等が実施した公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置の内容、経過及び結果並びにこれらの措置を受けて区域整備計画に反映した内容

(エ) IR整備法第9条第8項の規定に基づく都道府県等の議会の議決について、議会における議事の経過及び議決の結果

(オ) IR整備法第12条第1項の規定に基づいて協議会を組織している場合は、協議会の構成員、同条第7項の規定に基づき協議会が定めたもの、開催実績及び協議会における議事の経過及び結果

ウ IR事業者の適格性に関する添付書類

都道府県等は、IR事業者の適格性を担保するため、(ア)IR事業者の役員及び株主又は社員について、①カジノ免許を取得する上での欠格事由が存在しないことに係るそれらの者による表明・確約書、②暴力団員等が含まれないことを示すための都道府県公安委員会への照会に係る回答書、③暴力団員等が含まれないこ

とについて調査会社等の調査を委託した場合にはその報告書を、また、(イ)IR事業者において、反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するため、行動指針を作成するなど適切な措置を講ずる予定であることを明らかにする書類を、区域整備計画と併せて、国土交通大臣に提出しなければならない。

4 認定の申請期間

【検討中】

5 審査委員会

国土交通大臣は、IR整備法第9条第11項の規定に基づき認定を行うに当たって、区域整備計画の公平かつ公正な審査を行い、優れた区域整備計画を認定する観点から、有識者により構成される審査委員会を設置する。審査委員会の構成員については、国土交通大臣が選任し、区域整備計画の認定の申請の受付を開始する前に公表するものとする。審査委員会の事務局は、国土交通省観光庁が担当する。

審査委員会における率直な意見の交換及び意思決定の中立性を確保するため、区域整備計画の認定に関する審査委員会の会議は公開しない。一方、認定審査の透明性を確保する観点から、審査委員会における認定審査の結果及び評価の過程については、区域整備計画の認定後速やかに公表するものとする。

6 認定審査の基準

(1) 審査の基準の構成及び認定審査のプロセス

国土交通大臣は、IR整備法第9条第11項に基づき、同項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、区域整備計画の認定をすることができるものとされている。したがって、区域整備計画について認定を受けるためには、同項第1号から第6号までに掲げる基準に適合するものである必要がある。さらに、同項第7号において、認定を受けることとなる区域整備計画の数が3を超えてはならないこととされていることから、同項第1号から第6号までに掲げる基準に適合するもののうちから、3を超えない範囲内で優れた区域整備計画を認定することが求められている。

これを踏まえ、認定審査の基準を明確化するとともに、公平かつ公正に審査を行う観点から、以下のとおり、認定を受けるために適合していなければならない基準(以下「要求基準」という。)と、申請のあった区域整備計画が優れたものであるかを公平かつ公正に審査するための基準(以下「評価基準」という。)を定めることとする。

IR整備法第9条第1項の規定に基づく認定の申請のあった区域整備計画については、まず、要求基準に適合するものかどうかの確認を行い、要求基準に適合しない場合には、認定を行わない。

要求基準に適合する場合は、評価基準に従って、審査委員会が評価を行い、

その結果を国土交通大臣に報告する。国土交通大臣は、審査委員会の審査の結果に基づき、認定を受けることとなる区域整備計画の数が3を超えない範囲内で、優れた区域整備計画を認定するものとする。

(2) 要求基準

要求基準を以下のとおり定める。

ア 基本方針への適合(IR整備法第9条第11項第1号関係)

(ア) カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、IR整備法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設が全て設置され及び運営されとともに、そのそれぞれが、IR整備法施行令第1条から第5条までにおいて規定する基準又は要件を満たしていなければならない。

(イ) カジノ施設の数が1を超えず、かつ、ゲーミング区域の床面積の合計が、IR整備法施行令第6条において規定する面積を超えないものとなっていなければならない。

(ウ) IR区域がIR施設を設置する一団の土地の区域としてIR事業者により一体的に管理されるものでなければならない。

(エ) IR区域の土地の使用の権原をIR事業者が既に有し、又はその権原をIR事業者が取得する見込みが明らかにされ、及びIR施設を設置するために必要となる資金を調達する見込みが明らかにされていなければならない。

(オ) 民間事業者の公募及び選定が公平かつ公正に行われたものでなければならない。

(カ) 区域整備計画の作成及び認定の申請に当たって、協議会における協議又は立地市町村等及び都道府県公安委員会との協議、公聴会の開催その他の住民の意見を反映するために必要な措置、都道府県等の議会の議決及び立地市町村の同意など、地域における合意形成の手続が適切に行われたものでなければならない。

(キ) ①IR事業者の役員及び株主及び社員について、(i) カジノ事業の免許の欠格事由が存在しないことにつきそれらの者による表明・確約書、(ii) 暴力団員等が含まれないことを示すための都道府県公安委員会への照会に係る回答書、(iii) 暴力団員等が含まれないことについて調査会社に調査を委託した場合にはその報告書、また、②IR事業者において、反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するため、行動指針を作成するなど適切な措置を講ずる予定であることを明らかにする書類が添付されていなければならない。

イ IR区域が整備される地域(IR整備法第9条第11項第2号関係)

IR区域は、国内外の主要都市との交通の利便性その他の経済的社会的条件からみて、IR区域の整備を推進することが適切と認められる地域でなければならない。

ウ 事業基本計画(IR整備法第9条第11項第3号関係)

- (ア) カジノ事業の収益が設置運営事業の実施に活用されることにより、設置運営事業が一の設置運営事業者により一体的かつ継続的に行われると認められるものでなければならない。
- (イ) 施設供用事業が行われる場合には、IR事業が設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携により行われると認められるものでなければならない。
- (ウ) IR事業者が会社法に規定する会社であって、専ら設置運営事業(施設供用事業者にあつては、施設供用事業)を行うものでなければならない。
- (エ) 設置運営事業者がIR施設を所有するもの(施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者が所有するIR施設を設置運営事業者が使用するもの)とされていなければならない。

(オ) IR整備法に基づきIR事業者が自ら実施するカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置、国や都道府県等が実施する施策への協力が事業基本計画に記載されているとともに、その記載された措置をIR事業者が適切に実施すると認められるものでなければならない。

エ IR区域の整備の推進に関する施策及び措置の適切な実施(IR整備法第9条第11項第4号関係)

- (ア) カジノ事業の収益を活用して実施することが計画されているIR施設の整備その他IR事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する施策への協力等に係る内容が具体的に記載されているとともに、区域整備計画に記載する収支計画及び資金計画と整合的なものとなっていなければならない。
- (イ) 認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金の使途が明らかにされていなければならない。

オ 観光及び地域経済の振興への寄与(IR整備法第9条第11項第5号関係)

IR区域の整備による経済的社会的効果及びその効果を見込む根拠が明らかにされていなければならない。

カ カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除(IR整備法第9条第11項第6号関係)

カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置が区域整備計画に記載されているとともに、記載された施策及び

措置を都道府県等が都道府県公安委員会及び立地市町村等と連携しつつ適切に実施すると認められるものでなければならない。

(3) 評価基準

IR整備法第9条第11項第7号において、認定を受けることとなる区域整備計画の数が3を超えてはならないこととされていることから、要求基準を満たす区域整備計画のうち、3という上限の範囲内で優れた区域整備計画を認定する必要がある。これを踏まえ、評価基準として、同項第1号に基づいて以下のとおり定めるものとする。

評価基準の具体的な内容は、IR整備法やこの基本方針の趣旨を踏まえ、以下の5つの項目から構成されるものとする。

ア 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現への寄与

イ 経済的社会的効果

ウ IR事業を安定的・継続的に運営できる能力及び体制

エ カジノ事業の収益の活用

オ カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

なお、審査委員会において評価を行うための項目ごとの配点については、国土交通大臣が別途定めるものとする。

ア 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現への寄与

(ア) IR区域全体

- ・ IR区域全体のコンセプトが、明確であり、極めて高い国際競争力を有する優れたものであるとともに、他国の成功事例の模倣ではなく、独自性を有するものであることが求められる。
- ・ IR区域内の建築物のデザインが、IR区域全体のコンセプトを具現化しており、IR区域が立地する地域の新たな象徴となり得るような先進性や他には見られない魅力を有するとともに、周囲の景観や環境と調和したものであることが求められる。
- ・ 日本を代表する観光施設にふさわしい、これまでにないスケールを持つ施設であることが求められる。
- ・ 障害者、高齢者、妊婦、乳幼児連れの人といった、配慮を必要とする来訪者それぞれの多様なニーズに対応できるユニバーサルデザインの観点や、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレードの観点から、世界の最先端であり、模範となることが求められる。

(イ) MICE施設

- ・ 開催が想定される最大規模のMICEイベントに対応できるなど、日本のMI

CEビジネスの国際競争力を飛躍的に向上させ、アジア・太平洋地域におけるMICEビジネスのリーダーとしての地位をより盤石にするために十分なスケールを有することが求められる。

- ・ 各国との首脳級会合、閣僚級会合などの重要な国際会議等の高度な需要に十分に対応できる機能を有し、施設の使い勝手が良く、上質で洗練された内装であり、水準の高い飲食サービスが提供されるなど、国際競争力の高い、優れたクオリティを持つことが求められる。
- ・ 誘致しようとするMICEイベントのターゲットが明確であり、近隣に既存のMICE施設がある場合には適切な役割分担や連携を通じて国際競争力の強化が図られるとともに、誘致、企画及び運営に必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。

(ウ) 魅力増進施設

世界中の観光客を惹き付けることのできる、国際的に最高水準のエンターテインメント性を有する公演、展示、イベント等を提供するとともに、これを通じて、日本の伝統、文化、芸術、先端技術、四季折々の自然などの様々な魅力を、幅広く又はより深く、これまでにないクオリティで発信することが求められる。また、計画された事業を実施するために必要な体制を備えていることが求められる。

(エ) 送客施設

IRへの来訪者を各地の魅力ある観光地に送り出すために、各地の観光の魅力を伝えるショーケースとしての機能や、旅行者に必要なサービスの手配を一元的に行うコンシェルジュとしての機能を、十分に果たすものであることが求められる。また、各地の観光地へのMICE施設利用者をはじめとするIR来訪者の送り出しや、送客先の観光地づくりとの連携など、計画された事業を実施するために必要な体制を備えていることが求められる。

(オ) 宿泊施設

- ・ 諸外国のIRにおける宿泊施設と比較して、客室の広さ、構成、設備が国際競争力を有するとともに、IR区域への来訪者の宿泊需要に適切に対応できる規模を持つことが求められる。
- ・ レストランなどの飲食サービスやその他付帯サービスのラインナップやクオリティが、国際競争力の高い、優れたものであることが求められる。
- ・ 来訪者の満足につながる質の高いサービスが提供されるとともに、計画された事業を実施するために必要な体制を備えていることが求められる。

(カ) その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設

コンテンツやサービスが、国際競争力と高いクオリティを有し、外国人旅行者をはじめとした幅広い人々が楽しむことのできる観光資源であることが求められる。また、施設の運営やコンテンツの調達・開発など、計画された事業を実施するために必要な体制を備えていることが求められる。

(キ) カジノ施設

IR区域全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスの取れた規模、デザイン及び配置となっていることが求められる。

(ク) IR区域が整備される地域及び関連する施策等

- ・ IR区域は、国際空港、国際港湾、鉄道ターミナル駅等から現地までの公共交通機関の所要時間、運行頻度、輸送力等から見て、国内外の主要都市との交通の利便性に優れた地域であることが求められる。
- ・ 都道府県等が都道府県公安委員会及び立地市町村等と連携しつつ実施する交通アクセスの改善、インフラ整備、MICE誘致、観光振興などの施策が、優れたIR区域を整備するために効果的であるとともに、それらが円滑に実施されることが求められる。

イ 経済的社会的効果

(ア) 観光への効果

大規模な国際会議をはじめとするMICEイベントの開催件数や、国内外からIR区域への来訪者数、送客施設の機能による他地域への観光客数の増加が大きく見込まれることが求められる。また、このような観光への効果は、説得力のある手法やデータを用いて精緻に推計されており、その推計方法が示されていることが求められる。

(イ) 地域経済への効果

IR区域への来訪者による旅行消費額の増加、地域における雇用創出、IR施設の開業までの初期投資など、地域経済への効果が大きく見込まれることが求められる。また、このような地域経済への効果は、説得力のある手法やデータを用いて精緻に推計されており、その推計方法が示されていることが求められる。

(ウ) 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

(ア) 及び (イ) の効果を早期に発現することによって、訪日外国人旅行者数を2030年に6000万人とし、訪日外国人旅行消費額を2030年に15兆円とする政府の観光戦略の目標達成への大きな貢献が見込まれることが求められる。また、このような政府の観光戦略の目標達成への貢献は、説得力のある手法やデータを用いて精緻に推計されており、その推計方法が示されてい

ることが求められる。

ウ 事業を安定的・継続的に運営できる能力及び体制

- (ア) IR事業者やその構成員が事業を確実に遂行できる能力を有すると認められるとともに、構成員の間での役割分担と連携が適切に行われることが求められる。
- (イ) 財務面からみて安定的であり、業績が下振れした場合にも適切に対応し、長期的に事業を継続できることが求められる。
- (ウ) 災害その他のリスク事象について、発生時における来訪者への情報提供や救援物資の提供その他の適切なオペレーションや、損害に備えた保険の付保などが適切に講じられることが求められる。
- (エ) IR区域の整備について、地域における十分な合意形成がなされており、IR事業が長期的かつ安定的に継続していくために不可欠な地域における良好な関係が構築されていることが求められる。

エ カジノ事業の収益の活用

カジノ事業の収益を十分活用するとともに、その他の収益も活用して、IRの開業後も長期的に世界中の観光客を惹き付けることのできる魅力的な施設やコンテンツを継続的に創り出すなど、IR施設の整備その他IR事業の事業内容の向上や都道府県等が実施する施策への協力等を行うことが求められる。

オ カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

最新の技術を活用したカジノ施設及びIR区域内の適切な監視や警備、国内外の最新の知見やベストプラクティスを踏まえた依存防止対策の強化その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を行うために必要な施策及び措置が、确实かつ効果的に講じられることが求められる。

7 実施協定の締結

実施協定は、区域整備計画の認定後、都道府県等とIR事業者が協力して、その計画の着実な実施を図ることを担保するために締結が求められるものである。また、実施協定の内容が、区域整備計画の着実な実施に資するものであるかどうかを確認するために、国土交通大臣の認可が必要とされている。

そのため、都道府県等及びIR事業者は、長期間にわたる安定的で継続的なIR事業の実施に向けて、以下の事項に留意して、区域整備計画の認定後、速やかに実施協定を締結しなければならない。

なお、IR事業はIR事業者が実施するものであるが、その実施は地域に及ぼす影響が大きいことから、IR整備法第13条第5項の規定により、都道府県等は、IR事業の具体的な実施体制及び実施方法等を定めた実施協定の概要を公表することとされている。

- (1) 設置運営事業等の具体的な実施体制及び実施方法に関する事項(施設供用事業が行われる場合には、施設の管理その他の事項に係る認定設置運営事業者と認定施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項を含む。)

(IR整備法第13条第1項第1号関係)

ア 事業基本計画に基づいた実施体制及び実施方法を規定することが求められる。

(ア) 次に掲げる事項をその内容に含めることが求められる。

- ・ IR施設を構成する施設の設置に係る投資額やスケジュール等
- ・ IR区域の対象となる土地の所有者とIR事業者との間における土地の利用条件並びに土地の利用に係る費用、支払方法及び支払期限等
- ・ IR施設の設置及び運営に伴い発生する費用の負担関係、支払方法及び支払期限等
- ・ IR事業者の役員及び当該IR事業者の株主又は社員について、暴力団員等の排除に関する措置、カジノ事業の免許の欠格事由が存在しないことにつきそれらの者の表明・確約書を提出させるなどIR事業者の適格性を担保させるための措置及び当該措置に違反した場合の措置
- ・ IR事業者がカジノ事業の免許を取得する前及び取得した後の取引先又は委託先について、暴力団員等の排除に関する措置、カジノ事業の免許の欠格事由が存在しないことにつきそれらの者の表明・確約書を提出させるなどIR事業者の適格性を担保させるための措置及び当該措置に違反した場合の措置

(イ) 都道府県等とIR事業者の判断により、次に掲げる事項をその内容に含めることが考えられる。

- ・ IR施設の設計、建設、維持管理及び運営に関して、都道府県等がIR事業者を求める条件や水準に関する事項
- ・ IR事業の実施に伴い発生するリスクに係る保険契約に関する事項
- ・ IR事業の実施に伴い行われる銀行等からの資金調達に係るIR事業者から都道府県等への情報提供に関する事項
- ・ IR事業者の株主又は社員の変更に当たって設ける制限に関する事項

(ウ) 上記のほか、都道府県等とIR事業者の合意により、区域整備計画の着実な実施を図るために必要な事項をその内容に含めることが望ましい。

イ 施設供用事業が行われる場合には、施設の管理その他の事項に係る認定設置運営事業者と認定施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項も規定することが求められる。

- ウ IR事業は、長期間にわたって、安定的で継続的なIR事業の実施を確保することが必要である。こうした観点から、IR事業者の責任の履行確保の方法に関する事項、IR事業におけるリスクやその分担等の都道府県等及びIR事業者の責任の明確化に関する事項、区域整備計画の認定の更新に向けて必要な手続に関する事項、その他のIR事業の円滑かつ確実な実施の確保に関する事項を規定することが求められる。
- エ 認定区域整備計画に基づき、IR事業者が実施する国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための措置及びカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置を規定することが求められる。
- オ 認定区域整備計画の適正な実施及び実施協定の確実な履行の確保のために、IR整備法第 14 条の規定に基づき行われるIR事業者から都道府県等への報告並びに都道府県等による実地調査及び指示に関して、その措置及びそれに違反した場合の措置を具体的かつ明確に規定することが求められる。
- カ IR整備法第 17 条第 1 項の規定に基づき行われる認定設置運営事業者による営業開始の届出に対する都道府県等の同意や、IR整備法第 28 条第 4 項の規定に基づき行われるIR事業者による財務報告書の提出に対する都道府県等の同意等法令によって必要とされる手続等に関して、その措置及びそれに違反した場合の措置を具体的かつ明確に規定することが求められる。
- (2) 設置運営事業等の継続が困難となった場合における措置に関する事項(IR整備法第 13 条第1項第2号関係)
- ア IR事業の継続が困難となる事由として、IR事業の業績不振、カジノ事業の免許が取得又は更新ができない場合、国土交通大臣による区域整備計画の認定が取消される場合又は認定の更新がなされない場合、災害の発生等が考えられるが、これらの想定される事由をできる限り具体的かつ網羅的に列挙した上で、それぞれの場合に都道府県等及びIR事業者が採るべき措置を定めておくことが求められる。
- イ IR事業の継続が困難な事由が発生した場合又は発生するおそれが強いと認められる場合は、長期間にわたって安定的で継続的なIR事業の運営に向けて、その状態の修復を図ることが基本であることから、帰責事由の有無や程度に応じて、修復に向けて認定設置都道府県等とIR事業者が採るべき措置を、具体的かつ明確に規定しておくことが求められる。
- ウ IR事業の継続が困難な事由が発生し、及びその状態の修復が不可能であることにより、IR事業者の交替等によってIR事業を継続する場合における、IR事業者から後継のIR事業者への引継ぎ、IR施設の売却、当該売却した時点の対価

の算定など、円滑な引継ぎを実現させるために必要な措置を、具体的かつ明確に規定しておくことが求められる。

- エ IR事業の継続が困難な事由が発生し、及びその状態の修復が不可能であることにより、IR事業を廃止する場合における、IR区域の土地及びIR施設等の資産の処理方法を規定するとともに、IR事業者から都道府県等へのIR事業の廃止までの手続等に関する計画の提出を規定しておくことが求められる。

また、IR事業の廃止に伴って生ずる費用又は損害について、都道府県等とIR事業者との間における帰責事由の有無や程度に応じた負担関係を、具体的かつ明確に規定しておくことが求められる。

なお、区域整備計画の認定の取消し後、IR事業者であった者又はその他の事業者がカジノ施設以外の施設を継続して運営する場合における円滑な引継ぎのための措置についても、具体的かつ明確に規定しておくことが求められる。

- オ 実施協定においては、IR事業が実施協定に従って適切に運営されているにも関わらず、都道府県等又はIR事業者のいずれかが必要な手続を行わないことにより認定の更新がなされない場合(都道府県等の行政府の判断による場合、IR事業者の判断による場合のほか、都道府県等の議会の同意が行われないことによる場合を含む。)における補償について規定することも可能である。

なお、実施協定においては、認定の更新が行われなかった場合や、国土交通大臣により認定の取消しが行われた場合における、実施協定の解除に関する手続についても定めておくことが必要である。

- (3) 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する施策その他の国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置に関する事項(IR整備法第13条第1項第3号関係)

- ア 認定区域整備計画のうち、都道府県等が実施する施策及び措置を規定することが求められる。また、IR事業者及び都道府県公安委員会、立地市町村等その他の関係地方公共団体との役割分担について規定することが求められる。

- イ IR事業者が、当該施策及び措置に協力するに当たって資金を拠出する場合には、その目的、金額、金額の決定方法その他の拠出に当たっての諸条件を規定することが求められる。

- (4) カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項(IR整備法第13条第1項第4号関係)

- ア 認定区域整備計画のうち、都道府県等が実施する施策を規定することが求められる。また、IR事業者及び都道府県公安委員会、立地市町村等その他の関係地方公共団体との役割分担について規定することが求められる。

イ IR事業者が、都道府県等が実施する施策に協力するに当たって資金を拠出する場合には、その目的、金額、金額の決定方法その他の拠出に当たっての諸条件を規定することが求められる。

(5) 実施協定に違反した場合における措置に関する事項(IR整備法第13条第1項第5号関係)

ア 実施協定に違反した場合は、長期間にわたる安定的で継続的なIR事業の実施に向けて、その状態の修復を図ることが基本であることから、帰責事由の有無や程度に応じた、修復に向けての都道府県等とIR事業者が採るべき、違反した旨の報告、改善計画の策定などの措置を、具体的かつ明確に規定することが求められる。

イ 実施協定に違反した場合における、実施協定違反の内容及び程度並びに帰責事由の有無や程度に応じた措置を、具体的かつ明確に規定することが求められる。なお、実施協定に違反した内容及び程度が重大で修復が困難な場合は、区域整備計画の認定の有効期間内であっても、都道府県等及びIR事業者は実施協定を解除することができる旨を規定することが考えられる。

(6) 実施協定の有効期間(IR整備法第13条第1項第6号関係)

実施協定の有効期間については、IR事業は長期間にわたる安定的で継続的な実施の確保が必要であることを踏まえ、都道府県等とIR事業者との合意により、区域整備計画の認定の有効期間を超えた期間を定めることも可能である。

(7) 前各号に掲げるもののほか、認定区域整備計画の適正な実施のために必要な事項として国土交通省令で定めるもの(IR整備法第13条第1項第7号関係)

認定区域整備計画の適正な実施のために必要な事項として国土交通省令で定めるものについて、規定することが求められる。

8 区域整備計画の変更

認定区域整備計画の記載事項の変更に当たっては、変更後の認定区域整備計画が引き続き6に記載する認定審査の基準(以下「認定審査の基準」という。)を満たすものであることを確認するため、軽微な変更を除きIR整備法第11条第1項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けることとしている。

この場合、区域整備計画の認定に当たって評価基準に基づき、3を超えない範囲内で優れた区域整備計画を認定している観点から、当初の認定区域整備計画において整備することを予定していたIR施設の機能や規模を縮減するような変更や、当初の認定区域整備計画において見込まれるとしていた経済的社会的効果を引き下げるような変更は、認定の審査基準のうち要求基準を満たしていたとしても基本的に認められない。

一方、区域整備計画の認定を受けた後で、IR施設の設計の見直しを行い、より適切なものとする観点から設計の変更を行う必要が生じるなど、必ずしも経済的社会的効果の引き下げをもたらすものではないものの、区域整備計画の認定の審査における評価結果に影響を及ぼす可能性があるような変更を行う必要が生じる場合も考えられる。また、当初の認定後、当初想定されなかった外的要因によるIR事業の経営環境の悪化等により、IR事業者が十全の努力をした上でなお、やむを得ず、IR施設の機能や規模を縮減するような変更や、経済的社会的効果を引き下げるような変更を行う必要が生じる場合も考えられる。

こうした変更の認定を行う場合には、国土交通大臣は、必要に応じて審査委員会を開催し、その意見を聴いた上で認定の可否を判断するものとする。この場合であっても、認定の審査基準のうち要求基準を満たさない変更は認められない。

また、IR整備法第 37 条第1項に基づく国土交通大臣の評価の結果を踏まえて、認定区域整備計画の変更を行う場合については、当該変更の内容が当初認定された内容に加え、当該評価の結果を適切に反映されているかどうかを確認した上で、認定の可否を判断することになる。

なお、変更の認定申請に当たっても、IR整備法第 11 条第3項の規定に基づき、当初の認定区域整備計画に係る認定申請と同様に、協議会における協議又は立地市町村等及び都道府県公安委員会との協議、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置、都道府県等の議会の議決及び立地市町村の同意など、地域における合意形成の手続が適切に行われることが必要である。

一方、形式的な変更などのIR整備法第11条第1項の規定に基づき国土交通省令で定める軽微な変更については、変更の認定の対象とはせず、同条第 2 項に基づく国土交通大臣への届出で足りるものとされている。

9 認定の更新

日本型IRの意義が十分に発揮されるためには、長期間にわたって、安定的で継続的なIR事業の実施が確保されることが前提条件の1つとなる。その上で、IR整備法第10条第2項の規定に基づく認定の更新制度は、IR事業が認定区域整備計画に従って着実に実施されているかどうかについて、一定期間ごとに確認を行うために設けられているものである。

認定の更新を申請する際には、IR区域の整備は地域に及ぼす影響が大きいことから、地域における十分な合意形成を確保するため、当初の認定区域整備計画に係る認定を申請する際と同様に、協議会における協議又は立地市町村等及び都道府県公安委員会との協議、公聴会の開催その他の住民の意見を反映するために必要な措置、都道府県等の議会の議決及び立地市町村の同意等を経ることが要件とされている。IR

事業者は、積極的な投資や都道府県等の施策への協力を通じて地域の観光や経済の振興に貢献するとともに、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除にも引き続き万全を期すことで、認定の更新に際して、地域における幅広い関係者の理解と協力が得られるよう努めることが重要である。

IR整備法第10条第2項及び第3項の規定に基づく区域整備計画の認定の更新の申請に当たっては、認定された期間の更新に加えて、区域整備計画の内容の拡充も必要となることから、更新の申請と併せて、IR整備法第11条第1項の規定に基づく区域整備計画の変更の認定申請を併せて行うことが求められる。

国土交通大臣は、区域整備計画の認定の更新及びこれに伴う変更の申請があった場合には、審査委員会を開催して、区域整備計画の変更の内容が認定の審査基準に引き続き適合するものであるかどうかを審査するとともに、当初の区域整備計画の認定又は直近の区域整備計画の認定の更新のときから当該申請のときまでのIR整備法第37条第1項の規定に基づく評価の結果及び同条第6項の規定に基づく適切な反映の結果を勘案して、区域整備計画の認定の更新の適否を判断するものとする。

10 認定の取消し

国土交通大臣は、認定区域整備計画が的確に実施されることにより、カジノ事業の収益がIR事業に適切に還元され、国際競争力の高い滞在型観光の実現等の公益が達成されているかどうかを確認する観点から、IR事業者に対して、IR整備法第29条及び第30条の規定に基づき、報告の徴収、質問又は立入検査及び指示を行うことができるとともに、都道府県等に対して、IR整備法第32条から第34条までの規定に基づき、報告の徴収、必要な措置の要求及び指示を行うことができることとされている。また、関係行政機関の長は、国土交通大臣に対し、IR整備法第29条第5項及び第30条第3項の規定に基づき、IR事業者に対する報告の徴収や指示を申し出ることができるとともに、IR整備法第32条第2項、第33条第2項及び第34条第2項の規定に基づき、都道府県等に対する報告の徴収、必要な措置の要求及び指示を申し出ることができるとされている。

その上で、国土交通大臣は、以下の(1)から(4)までのいずれかに該当するときは、区域整備計画の認定を取り消すことができる。

- (1) 認定区域整備計画がIR整備法第9条第11項各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) 公益上必要があるものとして都道府県等から区域整備計画の認定の取消しの申請があったとき。
- (3) IR事業者が、国土交通大臣によるIR整備法第30条第1項の規定に基づく指示に違反し、若しくはIR整備法第30条第2項の規定に基づく期限を付した停止

命令に違反したとき。

- (4) 都道府県等が国土交通大臣によるIR整備法第 34 条第1項の規定に基づく指示に違反したとき。

都道府県等は、公益上必要があるものとして区域整備計画の認定の取消しの申請を行おうとするときは、IR事業が廃止されることに伴う社会的影響等も踏まえた上で、慎重な考慮を行うことが必要である。国土交通大臣は、都道府県等から取消しの申請を受けたときは、その公益上の必要性について、都道府県等に対して具体的な説明を求めるものとする。都道府県等とIR事業者との間の実施協定においては、都道府県等の申請により認定の取消しが行われた場合における補償について規定しておくことも可能である。

また、IR整備法第 35 条第2項の規定に基づき、関係行政機関の長は、国土交通大臣に対し、区域整備計画の認定の取消しに関し、必要と認める意見を申し出ることができることとされている。これは、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除等に係る関係行政機関の所掌にも関する事項について、認定区域整備計画の的確な実施のために必要な措置が講じられない場合等には、関係行政機関の長から国土交通大臣に意見の申出を行うこととすることにより、国土交通大臣は区域整備計画の認定の取消しに関し、より適切な判断をすることができるようにすることを目的としたものである。

さらに、国土交通大臣は、区域整備計画の認定の取消しに当たっては、IR整備法第 35 条第3項の規定に基づき、区域整備計画の認定時と同様に、関係行政機関の長に協議し、同意を得るとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部の意見を聞くことが必要であり、取り消したときには、遅滞なくその旨及びその内容を公示する必要がある。

なお、区域整備計画の認定の取消しは、行政手続法(平成5年法律第 88 号)第2条第4号の不利益処分に該当するため、区域整備計画の認定の取消し前には、同法第 13 条第1項の規定に基づき、IR事業者に対して聴聞を行う等の適正な手続を経ることとなる。

11 評価

カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かしたIR区域の整備を推進することにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、観光及び地域経済の振興に寄与し、並びに財政の改善に資するためには、経済社会情勢の変化を踏まえ、認定区域整備計画の実施の状況について定期的に確認し、見直しを行っていくことが必要である。

このため、IR整備法第 37 条第1項の規定に基づき、国土交通大臣は、毎年度、

認定区域整備計画(事業計画を含む。以下同じ。)の実施の状況について評価を行うこととされている。

(1) 評価の考え方

認定区域整備計画の実施の状況についての毎年度の評価に当たっては、認定区域整備計画に基づく取組の状況及び目標の達成状況について評価を行うこととする。

特に、カジノ事業の収益の活用については、IR事業の公益性の確保に当たって必要な再投資が行われているかどうか、また、IR事業者の投資余力と比べて十分な再投資が行われているかどうかの観点から、都道府県等及びIR事業者による国内外のIRの状況や類似の国内企業の状況との比較等に基づく説明等を踏まえた上で、評価を行うこととする。

また、都道府県等及びIR事業者は、取組の状況や目標の達成状況を測るための指標(KPI)について、その実績を示すデータを継続的に把握したうえで、毎年度の評価を受ける際に、取組の状況や目標の達成状況について、データで示して説明できるようにする必要がある。

(2) 評価の方法

国土交通大臣は、認定区域整備計画の実施の状況についての毎年度の評価を行おうとするときは、都道府県等に対し、認定区域整備計画の実施の状況についての報告を求めることができるとされている。都道府県等は、上記の報告に際して、認定区域整備計画のうちIR事業者がその実施を担う事業基本計画及び事業計画についての実施状況について、IR事業者に対し報告を求め、当該報告について意見があるときは、意見を付して、国土交通大臣に報告することとされている。その際、都道府県等は、認定区域整備計画に基づく取組の状況や目標の達成状況に加えて、要因分析や翌年度以降における改善に向けた取組等を取りまとめて報告を行うこととする。

また、都道府県等は、認定区域整備計画の実施の状況の報告を行うに当たり、IR施設が設置され、及び運営されている地域における関係者の意見を反映する観点から、協議会における協議又は立地市町村等及び都道府県公安委員会との協議を行うものとされている。

国土交通大臣は、認定区域整備計画の実施の状況についての毎年度の評価に当たっては、公正性及び透明性を高める観点から、審査委員会を開催する。評価に関する審査委員会の会議は、公開する。ただし、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

審査委員会は、都道府県等が取りまとめた報告、前年度までの認定区域整備

計画の実施の状況についての評価の結果、区域整備計画の認定審査の際に得た情報、審査委員会における都道府県等及びIR事業者へのヒアリングなどに基づき、認定区域整備計画に基づく取組の状況や目標の達成状況の評価及び今後改善すべき事項等を含む評価の結果を取りまとめることとし、国土交通大臣は、その取りまとめを踏まえた上で、認定区域整備計画の実施の状況についての評価を行うこととする。

なお、国土交通大臣は、認定区域整備計画の実施の状況についての評価を行うに当たっては、関係行政機関の長に協議するとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部の意見を聴くこととし、また、評価を行ったときは、遅滞なく、都道府県等に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表するものとされている。

(3) 評価の反映

都道府県等及びIR事業者は、国土交通大臣による認定区域整備計画の実施の状況についての評価の結果を、事業基本計画及び事業計画に適時に反映させるなど、認定区域整備計画に係る業務運営の改善に適切に反映させなければならないものとされている。

第5 第1から第4までに掲げるもののほか、カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策に関する基本的な事項

1 施策の推進体制

政府においては、IR区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、内閣に、特定複合観光施設区域整備推進本部が置かれている。特定複合観光施設区域整備推進本部による総合調整の下で、以下に述べるとおり、国土交通省、カジノ管理委員会及びその他の関係行政機関がそれぞれの役割を果たすことにより、IR区域の整備の推進を通じて、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策と、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための施策を講じていく必要がある。

国土交通省は、IR整備法に基づくIR区域に係る制度の主務省として、基本方針の策定及び公表、区域整備計画の審査及び認定、IR事業者に対する監督や認定区域整備計画の実施の状況についての毎年度の評価等、IR区域の整備の推進に関する施策の策定及び実施を通じて、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための取組を進めていくこととされている。

また、IR区域の整備の推進に当たっては、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な

影響の排除を徹底的に行うことが重要であり、このため、IR整備法においては、世界最高水準のカジノ規制と重層的かつ多段階的な依存防止対策の仕組みが設けられるとともに、内閣府の外局として設置されるカジノ管理委員会が、これをつかさどることとされている。

カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策を進めていくためには、カジノ管理委員会に加えて、その他の関係行政機関の協力が必要であり、具体的には、犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持を図る観点並びにIR区域の整備に伴い必要となる交通環境の改善を図る観点から国家公安委員会が、青少年の健全育成を図る観点から内閣府及び文部科学省が、依存防止対策の観点からギャンブル等依存症対策推進本部、厚生労働省、金融庁、消費者庁及び法務省が位置付けられる。さらにIR区域の整備を通じた国及び地方公共団体の財政の改善を図る観点から財務省及び総務省が、国際協定との整合性を図る観点から外務省が、MICEの開催による産業の振興の観点から経済産業省が、IR区域と自然環境との調和を図る観点から環境省が、加えて、区域整備計画の具体的な内容等を踏まえて必要があると認められる場合には、その内容等に応じて適切な省庁が、IR整備法に基づく関係行政機関として位置付けられることとなる。

国土交通省がIR区域の整備の推進のための施策を進めるに当たっては、関係行政機関の適切な協力が必要であり、このため、IR整備法においては、国土交通大臣が区域整備計画の認定及び実施協定の認可を行う際の関係行政機関の長への協議及び同意、IR事業の実施の状況に関するIR事業者の報告に係る関係行政機関の長から国土交通大臣への申出、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除に関する都道府県等への指示に係る関係行政機関の長から国土交通大臣への申出、認定区域整備計画の実施の状況についての毎年度の評価を行う際の関係行政機関の長への協議並びにIR整備法の目的を達成するために必要な場合における国土交通大臣から関係行政機関の長への協力の要請などの規定が設けられている。

IR区域の整備の推進に係る地方公共団体は、国との適切な役割分担の下、その地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有している。

IR整備法においては、都道府県等による実施方針の策定、民間事業者の選定、区域整備計画の作成及び認定区域整備計画の実施の状況についての報告に当たって、協議会が組織されている場合には協議会への協議が、協議会が組織されていない場合には立地市町村等及び都道府県公安委員会への協議が求められる。さらに、都道府県等が実施方針や区域整備計画において、都道府県公安委員会又は立地市町村等が実施する施策及び措置を定めようとするときは、あらかじめ、それぞれの者の同意

を得ることが必要となる。また、都道府県等は、IR事業者とともに、都道府県公安委員会や立地市町村等その他の関係地方公共団体と連携しつつ、区域整備計画及び実施協定に基づき、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための施策及び措置を講ずるものとされている。

IR事業者においては、民間の資金や能力など民間の活力を生かしたIR区域を整備する主体として、区域整備計画を都道府県等と共同して作成し、実施するものである。また、IR整備法第 15 条の規定に基づき、認定区域整備計画や国土交通大臣の認可を受けた実施協定に従うこと、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うため国及び都道府県等が実施する施策に協力すること並びにカジノ事業の収益をIR事業の事業内容の向上のみならず都道府県等が実施する施策への協力に充てるよう努めることが求められるほか、都道府県等とともに地域の合意形成にも積極的に取り組んでいくことも期待される。

2 関係施策との連携

国がIR区域の整備を推進するに当たっては、MICE誘致、周辺地域や全国各地の観光地等との連携及びIR区域を含めた地域における観光の魅力に関する海外におけるプロモーション等によるインバウンドの促進のための施策並びにギャンブル等依存症防止に係る施策をはじめ、関係する施策と連携して取り組むものとする。

第6 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策に関する基本的な事項

日本型IRにおいては、本来刑法で禁止されているカジノ事業が例外的に特権として認められるものであることから、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響については、徹底的に排除する必要がある。

このため、IR整備法においては、犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止など、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策を講ずることが、国及び関係地方公共団体の責務として明確に位置付けられている。また、都道府県等及びIR事業者は、都道府県公安委員会や立地市町村等その他の関係地方公共団体と連携しつつ、区域整備計画及び実施協定に基づき、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための施策及び措置を講ずるものとされている。

これを踏まえ、IR区域の整備及びIR施設の設置及び運営に当たっては、関係者が密接に連携して、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための施策及び措置を確実に実施していくことが必要である。

1 犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持

IR事業者は、IR整備法において義務付けられている、暴力団員等のカジノ施設への入場の禁止、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)に基づく措置に上乗せしたマネー・ローンダリング防止のための措置などの対策を、確実に実施していくことが必要である。また、暴力団員等のカジノ施設への入場の禁止を徹底するためには、都道府県公安委員会と適切に連携しつつ、最新の技術を活用することにより、暴力団員等のカジノ施設への入場の禁止及びカジノ施設内において入場禁止対象者を発見するための措置、カジノ施設及びその周辺地域における監視及び警備を確実に実施する必要がある。

都道府県等は、IR区域及びその周辺地域において、秩序の維持や防犯体制の強化のための施策を講ずる必要がある。性風俗関連特殊営業は、IR区域内において認められないことは言うまでもないが、IR区域の周辺地域においても、当該周辺地域の状況に鑑み、規制を適切に講ずることが求められる。

2 青少年の健全育成

青少年の健全育成を図るため、IR事業者は、IR整備法において義務付けられている、20歳未満の者のカジノ施設への入場禁止や、20歳未満の者に対する勧誘の禁止などの措置を確実に実施する必要がある。

また、都道府県等においても、学校での啓発活動、青少年の保護育成などの施策を講ずることが求められる。

3 カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止

IR事業者は、日本人や外国人居住者を対象とした一律の入場回数制限や入場料の賦課、依存防止規程に基づく入場者及び家族の申出等による利用制限措置や相談窓口の設置といった利用者の個別の事情に応じた対応、日本人等に対する貸付業務の規制や広告及び勧誘の規制など、IR整備法において設けられている重層的かつ多段階的な措置を確実に実施する必要がある。

さらに、IR事業者は、これらの取組に加え、自主的に、依存防止等に関する事業者間の連携協力等も通じて、国内外の最新の知見やベストプラクティスを平素から収集し、創意工夫をして、依存防止対策を不断に強化することを通じて、依存防止に万全を尽くす必要がある。

都道府県等においては、IR事業者によるこうした依存防止対策と連携して、地域における相談窓口や治療体制の整備などの施策を講ずるとともに、依存症である者等やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう地域における包括的な連携協力体制を構築するなど、カジノ行為に対する依存防止のために万全の対策を講ずることが求められる。

その一方で、ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、全てのギャンブル等を対象

とした依存防止対策が進められているところであり、全ての都道府県において、同法の規定に基づく都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定するとともに、これに基づく取組を一層強力に進めていく必要がある。

特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(案)(抄)

第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項

4 認定の申請期間

IR整備法第9条第1項の規定に基づいて国土交通大臣の認定を申請しようとする都道府県等は、IR整備法第9条第10項の規定に基づく政令で定める期間内(令和3年1月4日から同年7月30日まで)にその申請を行わなければならない。

なお、申請書の提出先、提出方法その他の認定の申請手続に関する具体的な事項については、国土交通大臣が別途定めるものとする。

基本方針（案）の概要

第1 IR整備の意義・目標

◆ 意義

- 国際的なMICEビジネスを展開し、日本の魅力を発信して世界中から観光客を集め、来訪客を国内各地に送り出すことにより、「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光」を実現。

◆ 目標

- 我が国におけるMICE開催件数の増加。
- 2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、消費額を15兆円とする政府目標達成の後押し。
- 訪日外国人旅行者の国内各地の観光地への訪問の増加。

第2 IR整備の推進

- IR整備の推進に当たっては、IR事業の公益性や、地域における十分な合意形成を確保。

第3 IR事業・IR事業者

- IRの各施設が、IR整備法や政令で定める基準に適合していること。

第4 区域整備計画の認定

- 都道府県等は、実施方針を作成し、公正性・透明性を確保して、民間事業者を公募・選定。
- 都道府県等が国土交通大臣に区域整備計画の認定を申請する期間は、2021（令和3）年1月4日から同年7月30日までとする。
- 国土交通大臣は、認定の審査を公平・公正に行うため、有識者による審査委員会を設置。
- 認定審査の基準……【右側参照】
- 都道府県等とIR事業者の間の実施協定の有効期間は、認定の有効期間を超えた長期間とすることもできる。
- IR事業は、長期間にわたって安定的・継続的に実施されることが重要。
認定の更新制度は、IR事業の着実な実施を一定期間ごとに確認するためのもの。

第5 その他

- インバウンド促進やギャンブル等依存症対策など、関係施策と連携して施策を推進。

第6 カジノ施設の有害影響排除

- 関係者が密接に連携して、犯罪発生の予防、青少年の健全育成、依存防止のための施策及び措置を確実に実施。
- IR事業者及び都道府県等において、依存防止のために万全の対策を講ずるとともに、ギャンブル等依存症対策基本法に基づく取組を一層強力に推進。

○ 認定審査の基準

◆ 要求基準（認定を受ける前提として、必ず適合しなければならない基準）

政令で定められた施設の規模要件を満たしていること等、基本的な要件。

◆ 評価基準（3という上限の範囲内で、優れた計画を認定するための基準）

1 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現

(1) IR区域全体

- ・コンセプトが明確で優れていること
- ・建築物のデザインが地域の新たな象徴となりうるものであること
- ・これまでにないスケールを持つこと
- ・ユニバーサルデザイン等の観点から世界の最先端であること

(2) MICE施設

- ・MICEビジネスの国際競争力の向上に十分なスケールを持つこと
- ・重要な国際会議等に対応できる、優れたクオリティを持つこと

(3) 魅力増進施設

- ・日本の魅力をこれまでにないクオリティで発信すること

(4) 送客施設

- ・各地の観光魅力を伝えるショーケース機能を持つこと
- ・旅行サービスの手配を一元的に行うコンシェルジュ機能を持つこと

(5) 宿泊施設

- ・客室の広さ・構成・設備が国際競争力を有し、サービスの質が高いこと

(6) その他施設

- ・国際競争力と高いクオリティを持ち、幅広い人々が楽しめること

(7) カジノ施設

- ・IR全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスがとれていること

(8) IR区域が整備される地域、関連する施策等

- ・国内外の主要都市との交通の利便性に優れていること
- ・交通アクセス改善やインフラ整備等の施策が効果的であること

2 経済的社会的効果

(1) 観光への効果

- ・MICE件数や観光客の増加が大きく見込まれること

(2) 地域経済への効果

- ・来訪者の旅行消費額の増加や地域の雇用創出が大きく見込まれること

(3) 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

- ・2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、消費額を15兆円とする政府目標達成への大きな貢献が見込まれること

3 IR事業運営の能力・体制

IR事業者の能力、財務面の安定性、地域との良好な関係構築があること

4 カジノ事業収益の活用

カジノ事業収益を十分活用して、IR事業内容の向上や都道府県等の施策への協力を行うこと

5 カジノ施設の有害影響排除

カジノ施設の有害影響排除が確実かつ効果的に講じられるものであること

「特定複合観光施設区域整備のための基本的な方針（案）」における
カジノ事業に関する主な記述について

① I R事業者の適格性

- ・ 区域整備計画の事業基本計画における I R事業者の措置
 カジノ免許を得るまでの準備の段階から、役員、株主等、従業員、契約の相手方等からの反社会的勢力の排除等に徹底的に取り組むための I R事業者の措置を記載すること。（本文 P9, 21）
- ・ 民間事業者の選定における都道府県等の措置
 民間事業者の選定の段階においても、カジノ事業の免許の基準を踏まえ、可能な範囲で民間事業者の適格性につき確認を行うことが必要。そのため、I R事業者がカジノ事業の免許を取得する上での欠格事由が存在しないことを選定基準の一つとして含めるとともに、都道府県公安委員会への照会や、必要に応じて民間の調査会社等への調査の委託等を行うこと。（P17, 26）
- ・ 国土交通大臣による区域整備計画の認定審査の要求基準
 前項の措置に係る書類や、「I R事業者において反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するため、行動指針を作成するなど適切な措置を講ずる予定であることを明らかにする書類」が添付されていること。（P28）

② カジノ施設の数及び規模

- ・ 国土交通大臣による区域整備計画の認定審査の要求基準
 「カジノ施設の数が1を超えず、かつ、ゲーミング区域の床面積の合計が、I R整備法施行令第6条に規定する面積（I R施設の床面積の合計の3%）を超えないものとなっていなければならない」こと。（P28）

③ I R事業者による有害影響排除措置

- ・ 区域整備計画の事業基本計画における I R事業者の措置
 暴力団員等のカジノ施設への入場の禁止、マネー・ローンダリング防止のための措置、国や都道府県等が実施する有害影響排除施策への協力などの I R整備法に基づく I R事業者の有害影響排除措置について、その費用の見込みも含めて具体的に記載すること。（P9, 21, 44-46）
- ・ 国土交通大臣による区域整備計画の認定審査の要求基準
 「I R整備法に基づき I R事業者が自ら実施する有害影響排除措置及び国や都

道府県等が実施する有害影響排除施策への協力が事業基本計画に記載されていること」及び「当該記載内容をＩＲ事業者が適切に実施すると認められること」。(P29, 44-46)

- ・ 国土交通大臣による区域整備計画の認定審査の評価基準
「最新の技術を活用したカジノ施設及びＩＲ区域内の適切な監視や警備」、「国内外の最新の知見やベストプラクティスを踏まえた依存防止対策の強化」等がＩＲ事業者において講じられること。(P33, 44-46)

④ 都道府県等による有害影響排除施策等

- ・ 区域整備計画における都道府県等による措置
ＩＲ区域及びその周辺地域における、相談窓口や治療体制の整備をはじめとしたカジノ行為に対する依存防止のための都道府県等の取組、ギャンブル等依存症対策推進計画に基づくカジノ行為に対する依存防止に関する取組、ＩＲ事業者・都道府県公安委員会・立地市町村等との適切な役割分担と緊密な連携の内容について、その費用の見込みも含めて記載すること。(P24, 44-46)
- ・ 国土交通大臣による区域整備計画の認定審査の要求基準
「有害影響排除施策が区域整備計画に記載されていること」及び「記載された有害影響排除施策を都道府県等が都道府県公安委員会及び立地市町村等と連携しつつ適切に実施すると認められること」。(P29, 44-46)